

# 近世の郷土

(1)

## 一、幕藩体制の確立

### 「福島正則所領時代」

慶長五年（一六〇〇年）

天下分け目の戦といわれた関ヶ原の合戦に、西軍敗れて徳川家康天下を掌握し、江戸に幕府を開き、いわゆる江戸時代（徳川時代または近世という）が始まる。中国地方に権勢を誇っていた毛利氏（太閤時代一二〇万石）は封を削られて防長二州（三六万石）に移封され、安芸・備後の二国五十万石は関ヶ原の合戦に功のあった福島正則の所領となった。正則は広島に本拠を置き、神辺・小方・三次・鞆・三原・東城に城代を置いて支配体制を整え、神石郡は東城の城代長尾隼人（山路久之亟とする説あり）の支配するところとなった。

正則は入封後、直ちに（慶長六年）検地を行い、

結果一万八千石の打出しを行った。この検地は①六尺五寸の竿を使用（秀吉は六尺三寸竿）②田畑の地位（等級）を、上上・上・中・下・下上・下・下中・下の十二階に分けた。（秀吉は上・中・下）③屋敷の斗代（石盛り）を一石五斗（秀吉は一石二斗）などの

点では、太閤検地の基準と異なるが、石高記録、検地帳の名請人は現実の耕作者で一地一作人制が採用されている点など、太閤検地の原則に基づいているので、その見地から太閤検地の一端と見ることができるといわれる。

そして、正則は毛利時代の役目百姓による村請制を改めて、惣百姓による村請制（検地帳の名請人全部を

貢租負担者とする制度）を実現して農民を把握し、給地人（知行を土地で貰っている者）に対して、給地に居住して農業に従事することを禁じ、給地農民を使用または私成敗することを禁じた。この検地による神石郡の石高は一万六千六百四拾八石余とされた。（広島、歴史と文化）

さらに慶長九年（一六〇九）には刀狩りを行い、兵農分離を徹底して行った。（この時代はまだ毛利の遺臣等が多かった。）そして蔵入地・給地ともに、郡奉行・代官・庄屋の支配組織によって、領内が一律に支配される体制が作られていった。

### 「水野氏所領時代」

元和五年（一六一九）福島正則無断で城の修復をした罪で改易、津輕に放逐せられ、かわって大和郡山の城主水野日向守勝成が、備後六郡（神石・深津・芦田・沼隈・安那・甲奴一九村）

及び備中小田郡と後月の内高屋村と相模（神奈川県）厚木村の計十萬石に移封され、安芸一国と備後の残り（奴可・三上・惠蘇・御調・世羅・三谿・三次・甲奴九ヶ村）合わせて四十二萬六千石余は、和歌山より入封した浅野長晟の所領となった。

水野勝成ははじめ神辺城に入ったが、福山の地の利を選び場所を野上村常興寺山に決定し、その年直ちに築城に着手、同八年八月落成して久松城と称しこれに移った。またこの地を福山と呼称した。この時、築城地の候補に上ったのは、宮内の桜山・沼隈の箕島・深津野上村の常興寺山であったといわれる。この築城に幕府は一万二千六百両と銀三百八十貫を融資したが、反面厳しく監督したという。

これにさきだつて慶長十年（一六〇五）勝成は、神石郡時安村吉岡家に寄寓し三年を過ごしたとか、元和二年にも吉岡家に遊んだと

かいうことを言う人もあり、さらに勝成備後へ入封の年にも時安に來たとか、また、右のような縁故により、福山城築城の際、城の重要な柱の一本は時安村から差出したもので、「時安村中」という銘があったというところを語る人もあるという。

勝成は正保二年（一六四五）頃から独自に竿を入れ（測量する）十三万二千八百余石を打出した。この測量は寛文十一年頃を中心に行われたので寛文地詰といわれる。地詰は検地と同じであるが、幕府に対して非公式であったので、特に地詰と呼んでゐる。この地詰は福島検地と同じく六尺五寸の間竿で領内あますところなく竿が入れられた。

この文を草するにあたり神石郡誌、広島歴史と文化。同史蹟郷土史、広島県の地名、立石定夫氏 元和の栄光を引用、又、参考にさせていただきます。

三和町文化財保護委員

松井 正夫

# 近世の郷土 (二)

郡の年貢収納高について次のような記録がある。(水野記巻一二)

元禄七年

本高に對し(以下同じ)

免率四ツ七分九厘

取米高(年貢米のこと)

筆者)

九、二七六石

元禄九年

免率四ツ七分一厘四毛

取米高

九、一一九石

元禄十年

免率三ツ六分九厘二毛

取米高

七、〇二七石

前回の終りの部分で寛文地詰(測量)のことにふれたが、この地詰の時、大村の分割、小村の合併が行われたようで、神石郡は三十七ヶ村となり、高は一万九千三百四十五石九斗一升四合となった。現在の三和町内の村も小畠・折口・酒屋・末元の四村が合して小畠村に、常光・重藤の二村が合して常光村、井関・河下田の二村が合して井関村、時安・胡桃の二村が合して時安村となり、二十ヶ村あったものが十四ヶ村となった。各村の村高は次の如くである。(単位は石)

|      |      |
|------|------|
| 小畠村  | 七四一石 |
| 常光村  | 二二三  |
| 井関村  | 七九五  |
| 大矢村  | 一三〇  |
| 時安村  | 五四九  |
| 上村   | 九七四  |
| 龜石村  | 二一八  |
| 坂瀬川村 | 一〇五  |

|      |     |
|------|-----|
| 光末村  | 一七五 |
| 光信村  | 二二三 |
| 木津和村 | 五〇二 |
| 阿下村  | 二三六 |
| 高蓋村  | 七七〇 |
| 父木野村 | 五四八 |

となっており、これまでにいろいろな枧が使われていたが、このころ大体京枧に統一された。

そして、水野氏もまた村方支配は、郡奉行・代官・大庄屋・庄屋・組頭・釣頭という支配体制を確立していった。藩財政ひいては村民の納める年貢にも重大な関係があるのでちょっと触れておくが、水野家は石高十萬石にしては家来数が多い。異常に多く二、五八〇名であった。ちなみに四〇萬石の浅野家では五、〇〇〇名であった。

このころの郷土を知る史料は非常に少なく詳細を知り得ない。元禄年中の神石

(注 本高というのは雑税を含まない田畑等の本租のこと。免率税率のこと。で免一ツとは一割のこと。免は村毎に定められるのでこの頃の免率というのは郡内各村の免率の平均と思われる。筆者)

この水野時代の年貢は秋免制(検見取り)で、秋の収穫期に役人が入村し、作物を見て免(税率)を決め賦課した。

またこの頃の記録(水野松之丞領人家数并郷中牛馬之覺)には、郡内の家数二、〇四五、人数二〇、七五八人、内男一〇、八三八人、女九、一四二人、牛二、四七九匹、馬七〇六匹とあり、福山領内では沼隈について大郡であり、牛馬の数では第一位であった。

江戸時代は石高制の社会と言われるように、土地の生産力を米の収穫高に換算して表示することが行われた。しかも、この場合、米の生産の期待できない畑や屋敷地まで米の収穫高で表示されている。

このように実体とは大きくくへだたりのある石高が、大名や武士の知行として、その多少が大名や武士の家格身分を表わし、また一方、村々家々では、これが貢租賦課の基準となった。

(以下次回)

(この文を書くにあたり神石郡誌、広島歴史と文化、広島史蹟郷土史、広島県の地名を引用又は参考にさせて頂きました)

△元禄検地  
検地についてはすでに福島検地や、水野氏の寛文地

三和町文化財保護委員  
松井正夫

# 近世の郷土

(三)

石高を決定する作業が検地で、多勢の検地役人が、管縄(水縄)・間竿・十字・梵天竹など多くの器具を使って、一枚一枚の田畑を①丈量し(面積を決め)、日照・水利・土質等を総合的に勘案して②格付をし(等級を決め)、等級毎の③石盛り(基準收穫量の決定)をする。これが検地である。石盛りに一筆毎の田畑の面積を乗じたものを分米といい、村内の分米の合計が村高で

あり、領内全村高の合計がその領主の領知高である。水野氏改易後、その所領は元禄十三年、松平氏入封まで天領となっていたことはすでに述べたが、幕府は岡山藩主池田伊豫守綱政に命じて、この天領(旧備後福山領)の検地を行わせた。

同藩では家老池田親負が惣奉行となり、元禄上坂蔵人・津田左源太等の指揮監督で総勢二千四百十二人という多勢の藩役人が備後に入り、多くの班に別れて検地を行った。

間竿は六尺一分を一間としたので、福島検地や寛文地誌の際の六尺五寸に比しかなり短く、当然面積は増加し、農民はそれだけ苦しくなるわけである。田品

(田畑の格付・等級)は上・上・中・下・下下・砂の六階と屋敷となっている。石盛りは村々によって異なるが、郷土の各村の石盛りは左表のようになっている。この検地の結果、水野氏入封時に比し五万石、寛文地誌に比し一万七千石増の約十五万石を打出した。この時の「検地水帳」(測量結果の記録・土地台帳の如きもの)は多くの町村に残っており、郷土三和町でも町内旧十四村の大部分の村のものが残っている。この水帳は、表紙に、

元禄十三庚辰年五月

備後国神石郡小島村御検地水帳

○冊之内○番帳

松平伊豫守家来

惣奉行 池田親負

とあって、まず田畑について地区別に、上から田品(等級・格付)・面積計算の基礎・面積(反別)・名

請人の四項目が一行に記載されている。例示して見ると、

宮谷 式拾五間半

七畝

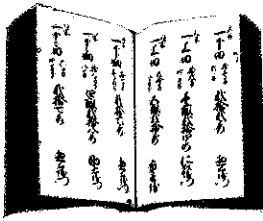
上上田 八間半

七歩 与左兵衛

の如くで、これだけを一筆というが、一頁に三筆ずつが実に美しい書体(御家流というのか?)で墨色も鮮やかに書かれており、町指定の文化財にもなっている。

以下次回

神石郡誌・備後史談を参考にしました。



| 等級  | 村   | 小畑  | 高蓋  | 木津和 | 上   | 光末  | 光信  | 常光  | 龜石  | 井関  | 大矢  | 坂瀬川 | 時安  | 父木野 | 阿下  |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 上上田 | 石   | 斗   | 石   | 斗   | 石   | 斗   | 石   | 斗   | 石   | 斗   | 石   | 斗   | 石   | 斗   | 石   |
| 上田  | 一、五 | 一、五 | 一、五 | 一、五 | 一、四 | 一、四 | 一、四 | 一、四 | 一、五 | 一、五 | 一、五 | 一、五 | 一、五 | 一、四 | 一、四 |
| 中田  | 二、四 | 二、四 | 二、四 | 二、四 | 二、三 | 二、三 | 二、三 | 二、三 | 二、四 | 二、四 | 二、四 | 二、四 | 二、三 | 二、三 | 二、三 |
| 下田  | 二、〇 | 二、〇 | 二、〇 | 二、〇 | 二、一 | 二、一 | 二、一 | 二、一 | 二、二 | 二、二 | 二、二 | 二、二 | 二、一 | 二、一 | 二、一 |
| 下下田 | 六、六 | 七、七 | 六、六 | 七、七 | 六、八 | 六、八 | 六、八 | 六、九 | 六、〇 | 六、〇 | 六、〇 | 六、〇 | 六、一 | 六、一 | 六、一 |
| 砂田  | 五、五 | 五、五 | 五、五 | 五、五 | 四、四 | 四、四 | 四、四 | 四、五 | 四、五 | 四、五 | 四、五 | 四、五 | 四、六 | 四、六 | 四、六 |
| 上上畑 | 一、〇 | 一、〇 | 一、〇 | 一、〇 | 九、八 | 九、八 | 九、八 | 九、九 | 一、〇 | 一、〇 | 一、〇 | 一、〇 | 一、〇 | 一、〇 | 一、〇 |
| 上畑  | 九、九 | 九、九 | 九、九 | 九、九 | 八、八 | 八、八 | 八、八 | 八、九 | 九、〇 | 九、〇 | 九、〇 | 九、〇 | 九、一 | 九、一 | 九、一 |
| 中畑  | 六、六 | 六、六 | 六、六 | 六、六 | 五、五 | 五、五 | 五、五 | 五、六 | 五、六 | 五、六 | 五、六 | 五、六 | 五、七 | 五、七 | 五、七 |
| 下畑  | 五、五 | 五、五 | 五、五 | 五、五 | 四、四 | 四、四 | 四、四 | 四、五 | 四、五 | 四、五 | 四、五 | 四、五 | 四、六 | 四、六 | 四、六 |
| 下下畑 | 三、三 | 三、三 | 三、三 | 三、三 | 二、二 | 二、二 | 二、二 | 二、三 | 二、三 | 二、三 | 二、三 | 二、三 | 二、四 | 二、四 | 二、四 |
| 砂畑  | 二、二 | 二、二 | 二、二 | 二、二 | 一、一 | 一、一 | 一、一 | 一、二 | 一、二 | 一、二 | 一、二 | 一、二 | 一、三 | 一、三 | 一、三 |
| 屋敷  | 九、九 | 九、九 | 九、九 | 九、九 | 八、八 | 八、八 | 八、八 | 八、九 | 九、〇 | 九、〇 | 九、〇 | 九、〇 | 九、一 | 九、一 | 九、一 |

# 近世の郷土

(四)

前回は元禄検地について述べたが、その検地の水帳には、村内全部の田畑の記述の終りに、等級別の反別の合計とその等級の一反当りの基準の生産高(石盛という)が記されて居り、さらにその基準生産高(石盛)にその等級に属する合計反別を乗じて得た合計生産高(分米という)が記されている。例示してみると、

一、上上田 参町五反七畝式 拾貳歩 石盛壹石五斗、此分米五拾三石六斗六升一、上田 拾貳町壹反四畝式 歩 石盛壹石四斗九合

の如く、田、畑について、等級別に、反別、石盛、分米の合計が書かれて、終りに反別の総計と分米の合計(村高)が記されている。さらに山林・竹藪等について

て記載されており、(大村は別冊になっているものもある)最後に、右者備後国神石郡小畠村検地依被仰付候六尺壹分之間竿を以壹反三百歩之積田畑屋敷石盛位付相極者也

元禄十三庚辰年五月 松平伊豫守家来 総奉行 池田鞆負 ⑨ 元ノ 上坂蔵八 ⑨ 同 津田左源太 ⑨ 同 勘定頭 安田孫七郎 ⑨ 同 検地奉行今井勘右衛門 ⑨ 同 荒尾猪兵衛 ⑨ 同 湯淺六右衛門 ⑨ 同 笛 佐兵太 ⑨ 同 森川助左衛門 ⑨ 同 竿奉行 三宅惣右衛門 ⑨ 同 林 健三郎 ⑨ 同 目付 奥村久太郎 ⑨ 同 的場喜六郎 ⑨ 同 竿取 川崎孫右衛門 ⑨ 同 岡崎八太夫 ⑨ 同 神石郡小畠村庄屋

|                                                                              |      |             |    |                                                        |    |
|------------------------------------------------------------------------------|------|-------------|----|--------------------------------------------------------|----|
| 同郡同村組頭又次郎 ⑨                                                                  | 与助 ⑨ | 分米合七二八石九斗七升 | 歩  | 分米合五七〇石三斗八升                                            | 歩  |
| 同 又兵衛 ⑨                                                                      | 同    | 二合          | 同  | 四合                                                     | 同  |
| 同郡同村案内之者                                                                     | 同    | 木津和村        | 同  | 大矢村                                                    | 同  |
| 同 新右衛門 ⑨                                                                     | 同    | 反合六七町三反八畝二二 | 歩  | 反合一九町三畝二〇歩                                             | 歩  |
| 同 太兵衛 ⑨                                                                      | 同    | 分米合五四九石二斗四升 | 歩  | 分米合一四九石四斗六升                                            | 歩  |
| 同 仁右衛門 ⑨                                                                     | 同    | 上村          | 同  | 坂瀬川村                                                   | 同  |
| 同 加右衛門 ⑨                                                                     | 同    | 反合一六町六反五畝一  | 七歩 | 反合一六町八反九畝一五                                            | 歩  |
| 同 九兵衛 ⑨                                                                      | 同    | 分米合一〇二五石八斗〇 | 七合 | 分米合一二七石四斗八升                                            | 四分 |
| 同 源左衛門 ⑨                                                                     | 同    | 光末村         | 同  | 時安村                                                    | 同  |
| 同 伝兵衛 ⑨                                                                      | 同    | 反合三七町七反四畝一歩 | 歩  | 反合九二町九反八畝一一                                            | 歩  |
| 同 仁左衛門 ⑨                                                                     | 同    | 分米合一七四石九斗二升 | 歩  | 分米合六九五石九斗五升                                            | 歩  |
| 同 七右衛門 ⑨                                                                     | 同    | 光信村         | 同  | 父木野村                                                   | 同  |
| 同 三郎右衛門 ⑨                                                                    | 同    | 反合三二町八反六畝二七 | 歩  | 反合九二町一反五畝歩                                             | 歩  |
| 同 上紙共ニ紙数百六拾四枚と書かれている。                                                        | 同    | 分米合三五六石一斗二升 | 一合 | 分米合六八四石六斗二合                                            | 歩  |
| この検地は前記のように間竿を短くして当然面積が増すようにして行われたもので、農民にとっては苛酷なものであった。この時の郷土の各村の村高は次の如くである。 | 同    | 常光村         | 同  | 阿下村                                                    | 同  |
| 小畠村                                                                          | 同    | 反合三七町七反四畝一歩 | 歩  | 反合三四町八反四畝八歩                                            | 歩  |
| 反合八五町九反九畝一四                                                                  | 同    | 分米合二七四石九斗二升 | 歩  | 分米合二七八石一斗二升                                            | 歩  |
| 歩                                                                            | 同    | 龜石村         | 同  | 八合                                                     | 同  |
| 分米合七七五石七斗八升                                                                  | 同    | 反合二五町七反〇畝二三 | 歩  | (註、岡山藩主池田伊豫守のことが松平伊豫守と書かれているのは池田家が公儀から百姓を許されていたからである。) | 同  |
| 一合                                                                           | 同    | 分米合二五三石四斗一升 | 九合 |                                                        | 同  |
| 高蓋村                                                                          | 同    | 井関村         | 同  |                                                        | 同  |
| 反合七七町一反九畝二三                                                                  | 同    | 反合六九町三反〇畝〇五 | 歩  |                                                        | 同  |

# 近世の郷土

(五)

この年(元禄十三年)出

た。

羽山形から福山に入封した松平下総守忠種は、検地で打出した十五万石余のうち十万石を領したわけで、前任の水野氏の所領と比べると、同じ知行十万石でも実質は三割以上減ったことになる。そして打出し分五万石余は公領(天領)となり笠岡陣屋の支配となった。(神石・甲奴、及び安那の内一〇カ村と小田郡と後月の一カ村)その後間もなく右の中の小田郡と後月の一カ村を除く神石(三十七カ村、二一、九五一石余)、甲奴(二十四カ村、一一、〇六三石余)、安那(一一、〇六三石余、五八二石)計約三万八千五百三十六石余が上下陣屋の支配となった。これ以後、明治維新に至るまで一斉検地の行われたことはなく、部分的な地概しや、新開地の地詰に止まっ

以上、元禄検地について述べたが、新開地については当分の間は歟下年季と称して年貢諸役が免除され、やがて見取場と称して年々の作柄によって見取米が取立てられ、生産性が安定して来ると、定見取場とされて定見取米(定額の見取米)が徴収され、次には地詰(測量)の竿が入れられ、高付けの地となり正式に年貢が課せられるようになる。それでも農民は一合でも一升でも多くと新田開発に努力したのであった。

## 中津藩領と天領の時代

福山藩では、宝永七年(一、七一〇)松平氏に代って、阿部備中守正邦が福山十万石に封ぜられたが、私達の郷土は依然大領として、上下陣屋の支配下において享保二年を迎え中津藩領と天領の時代となる。

享保二年(一、七二七)

二月十一日、長篠城・籠城で名のあった徳川家康の女婿、奥平大膳太夫信昌の五代の孫昌成が、田後の宮津城より移封、豊前中津城主となり、豊前三郡(上毛郡・下毛郡・宇佐郡)六万石・筑前一郡(杵土郡)二万石・備後二万石、併せて十万石を領した。次のような領知租税録が残っており、正式の知行高や租税高を知ることが出来る。

## 領知租税録

奥平美作守

拝領高拾萬石

外

壹万九千九百九拾四石三斗壹合五夕八戈

込高新田高改出高

高拾壹万九千九百九拾四石三斗壹合五夕八戈

元治元甲子より五力年

明治元戊辰まで 平均

内

拾壹万六千九百五石八斗五升三合三夕

是迄御届高

参千八拾八石四斗四升八

合式夕八戈

是迄流作場之處此節新

田出高二相成候分

拝領高豊前国之内

高八万九千九百七拾石四斗八升八合式夕八戈

正租納高

一米三万九千六百七拾四石八斗五升三合四夕式戈

一銀八貫六拾壹匁式分

内

米参万九千五百六拾石

老斗三升式合五夕式

戈

銀式貫八百九拾式匁式

分八厘

右定免之分

此外年々不同ニ御座

候

雜稅納高

一米式百九拾式石八斗五升八合九夕式戈

一銀三貫三百五拾九匁

六分五厘九毛

右定納之分

此外年々之不同無御

座候

備後之内

高式万拾五石五斗五升八合

正租納高

一米七千四百九拾七石九升九合六夕

一銀三貫三百七拾三匁五分五厘

内

米七千四百九拾六石四斗六升七合六夕

銀三貫三百七拾三匁五分五厘

右定免之分

此外年々不同ニ御座

候

雜稅納高

一米式百五拾式石五斗九升式合六夕

一銀百四拾匁四分

右定納之分

此外年々不同無御座

候

(以下、筑前国の分

については次号で)

(注、流作場(ながれさく

ばともいう)河川・湖沼の

付近にあって植付けても水

害を受け易いところ、村高

から除かれており、毎年作

柄を見て課税された。)

# 近世の郷土 (六)

筑前国之内

高老万八千八石式斗五升

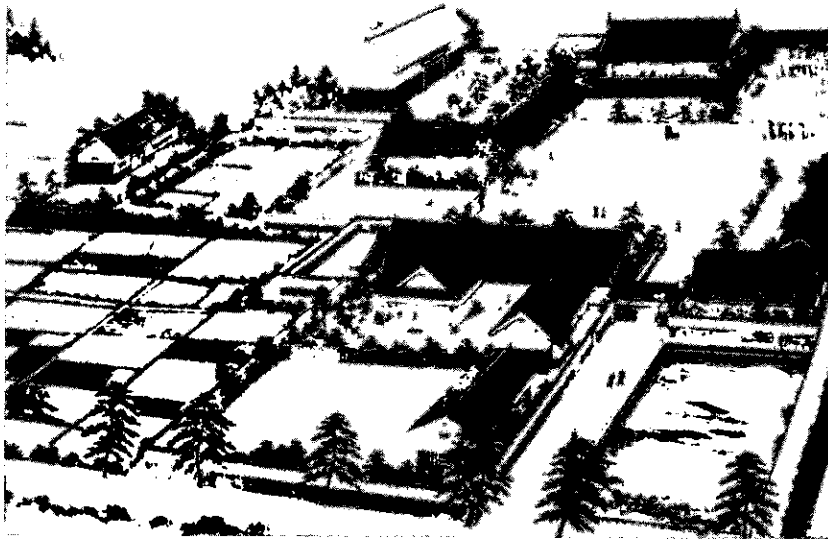
五合三夕

正租納高

一米六千六百三拾六石

七斗五合壹夕六才

豊前中津領小島代官所絵圖



一銀四百五拾式匁壹分  
八厘四毛

米六千六百式拾五石六

斗八升六合七夕六才

銀四百五拾式匁壹分八

厘四毛

右定免之分

此外年々不同ニ御座

候

雜稅納高

一米壹石三斗三升六合

一銀百四拾八匁四分壹

厘壹毛

右定納之分

此外年々不同無御座

候

右之通御座候以上

明治二己巳四月

奥平美作守

以上奥平藩の領知租稅錄を紹介したが、備後領式萬石余は上下代官支配の天領

の中から奥平氏に与えられ

たもので、これによって奥

平領となった備後の郡村は、

神石郡の内二十二カ村（小

畑・常光・上・光信・光

末・父木野・高蓋・木津

和・田頭・牧・福永・草

木・阿下・相渡・高光・永

野・三坂・新免・東油木・

西油木・下豊松・安田）甲

奴郡の内十二カ村（階見・

岡屋・斗升・水永・佐倉・

矢多田・国留・拔湯・太郎

丸・二森・安田・井永）安

那郡の内二カ村（百谷・北

山）の三十六カ村二万十五

石五斗五升八合であつた。

その神石二十二カ村の中に

私達の郷土三和町の旧村九

カ村が入つて中津領となり、

旧五カ村（龜石・井関・坂

瀬川・時安・大矢）は引き

続き大森代官上下陣屋の支

配を受け、嘉永五年（一八

五二）まで天領であつた。

この五カ村の天領時代約百

五十年間の史料も皆無と

言つてよい程残つて居らず、

僅かな中津藩や阿部藩の史

料等から推測してゐる程度

である。

中津に入封し備後に飛び

領を持った奥平氏は、当然

のことながら代官を置いて

支配することとし、小畑村

の大庄屋村田藤右衛門（知

賢）を代官に起用し、その

村田氏の邸内に役所を置き

た。

「村田代官」

村田氏は同家所持（コピー

は教委保存）の系図による

と、大職官藤原釜足の末葉

左大臣魚名の遠裔藥師寺左

衛門尉貞知が、信州岩村田

城にあつて武田信玄に仕え、

岩村田の名を取つて村田を

姓としていたが、武田氏亡

ぶに及んで神石郡父木野村

に來り、尼子の臣で権現山

城主入江大藏太夫正高に仕

えたが、尼子氏滅亡後父木

野村に帰農して村田庄兵衛

を名乗り、その後数代の後

知世が小島村に別家、その

孫知賢（藤右衛門）が代官

に起用されたわけである。

《余事ながらこの系譜には

無理がある。武田勝頼の亡

んだのは天正十年（一五八

二）で尼子の滅亡はそれよ

り四〇年程前天文十年（一

五四一）であつて、村田氏

が入江を頼つて來た時には

尼子は（入江も）亡んでい

た筈である。

筆者

以下次回

# 近世の郷土 (七)

代官の身分・宛行等については、天保十五年（一八四四年）に小島代官所の代官以下諸役人が、今日の履歴書のように任免賞罰など書いて差出した「備後勤書」と称する書類が中津に残って居て、小幡記念図書館に保存されているので、その一部を紹介してみよう。（すべてが本人が書いたものばかりではないようだ。過去にさかのぼって書かれた部分も多いが、これは当然後代の人が書いたのである。）

## 勤書

一、享保三十九年十月御奉公被召出郡方御勘定人御付御山奉公御役格式小役人御付御宛行初拾参石式人扶持被下候  
読み下し（一、享保三十九年十月御奉公に召し出され郡方御勘定人御せ付けられ御山奉行御役格式小役人御せ

一、同四亥年六月御代官御役仰せつけられ候  
一、同十二年七月格式御供小姓仰せつけられ候  
一、同十三年九月思召これある由にて九人扶持に御直し下し置かれ候  
一、御紋付御上下拝領仰せ付けられ候年月相知れ申さず候  
一、同十六年亥年十一月廿五日死去仕り候  
一、享保三十九年正月養父藤右衛門存生の内頼い奉り候通り格禄共に家督相違無く仰せ付けられ候、尤も養父藤右衛門儀数年出精相勤め勤切これある由にて思召しもこれある処死去仕候に

## 娘子（養子）

村田忠右衛門

付御沙汰に及ばず候段御書付けを以て仰せ渡され候  
一、元文四未年（一七三九年）七月御代官退役御城下へ引越し仰せ付けられ候其の身計罷越し中津に於て郡方御勘定人仰せ付けられ候ヤブレ戌年二月御徒目付仮御役仰せ付けられ候  
ヤブレ月十八日中津に於て死去仕り候

## 忠右衛門養子

村田多年次

ヤブレ三亥年十二月中津に於て養父忠右衛門存生の内頼い奉り候通り備後に於て格禄共相違無く家督仰せ付けられ候尤も幼年に付御宛行半減仰せ付けられ候（以下長文のものであるが省略。読み下しおよび読みがなは筆者。）

一、同十六年亥年十一月廿五日死去仕り候  
一、享保三十九年正月養父藤右衛門存生の内頼い奉り候通り格禄共に家督相違無く仰せ付けられ候、尤も養父藤右衛門儀数年出精相勤め勤切これある由にて思召しもこれある処死去仕候に

初六石式人扶持位であったと見える。

代官所は村田邸に置かれたと前に述べたが、代官所開設の当初は村田氏の自宅の一部が提供されたのであるが、漸次敷地内に必要な建物が建築整備されていたのであろう。同家にあった平面図には役所と記された建物と、代官私邸を思われる建物及び分家新村田の建物の平面図が描かれている。位置は三和町小島二〇二五番地で、現在三和町役場、町民会館・福祉センター等の建っている所で約一、七三九坪（五七三九㎡）の広大な敷地であって、現在町役場の前の道路の北側の松の老木の並んでいる線が代官屋敷の大手（一番外側の土塀）の跡である。そしてこの代官所の正門だけは、明治四年の廃藩置県に伴う代官所廃止後、明治六年に町内小島の岩屋寺に移築され、同寺の山門として現存し、町の文化財にも指定されている。現在の町役場と町民会館との間を境として

町役場の方が新村田（分家）の邸で、町民会館、福祉センターの方が代官所や本家村田の邸であったようだ。この跡には以前は小学校舎があり、大正年代頃までは宮谷川よりには代官所（若しくは村田家）の倉庫（或は土蔵）があり、若干改造されて校舎として使われており、体育用具など納めた一室には、木製の戸の外側に土の戸があったと思う。

新村田の方は、今の道路の北側はかなり広い水田でその北側に土塀があつて中央に門があつた。町役場は、その水田と新村田の邸の両方の上に立っていると思われる。いずれにしても、今となつては残っている平面図から、往年の代官所の偉容を想像する以外には当時を偲ぶよすがはなくなっている。

## 以下次回

文化財保護委員会  
委員長 松井 正夫

# 近世の郷土

(八)

承前

そうした意味合いから、先年、佐々木雪城画伯に委嘱されて、残っている平面図をもとに製作された代官所の俯瞰図が、町民会館に掲げてあることはまことに意義あることだと思う。ただ、この絵について一、二思うことがある。その一つは大手(一番外側の土塀)のすぐ外側に松の並木があるが、これは塀の内側にあったのではないかというところ。また、牢屋が屋敷内にあったかどうか、あったとすれば仮牢ではなかったろうかと思うこと、である。勿論確たる根拠があつて言っているわけではない。ただ筆者にはそう思えてならないのである。ついでに言うならば、牢屋敷は宗安寺窪の東奥の方の、現在小さな竹藪のあるあたりと言つて一番多く、これが定説のようである。また、現在木村商店の材料置

場(旧べんきょう屋)のあたりにとも牢屋があつたという人もある。

『中津藩領時代の郷土』

九州中津藩主奥平氏の備後飛び領は、前章で述べたように、神石郡の内二十二ヶ村(一万五千二百石余)甲奴郡の内十二ヶ村(三千九百石余)安那郡の内二ヶ村(七八〇石余)計二万五千石余で、ほとんどが中国山地よりの不便で生産高の低い地方であつた。

村高は、元禄十三年の「御検地打出之高」が基準とされ、土地柄についても神石郡誌には農民の表現をかりて次のように記されている。「百姓稼ギ等無御座」猶又「田方一毛作之場所」であり、そのうえ「山陰多猪喰荒」すような「辺鄙」なところに所在する極困窮必至之村々ばかりであつた」と。

宝暦年中(一七五一—一七六四)の領内調によると

備後領の状況は次の如くである(郡誌)

畝数 二、六七三町四反

一畝四歩

石高 二〇、〇一五石五斗六升一合

内 田方 一、一八二町一反一畝二一歩

石高 一二、七九五石一斗四升

畑方 一、四九一町二反九畝二一歩

石高 七、二二〇石四斗五升七合

竈 二、四六三軒

人口 一六、五四七人

内 男 八、七二一人

女 七、八二六一人

領土 東西八里余、南北九里余

酒屋 五軒、他に休業株二軒あり。

醸造高は十石乃至十五なり。

社家 五十五軒

山伏 十八人

作物收穫高一反歩当り

米 一石乃至一石四斗

麦 一石乃至一石二、三斗

大豆 粟・稗 一石乃至一石二斗

煙草 百四、五十斤

牛 八百七十八頭

馬 二百三十五頭

とあり、また、享保二年と寛政六年の戸口は次の如くであつた。(郡誌)

| 村名  | 享保二年 | 寛政六年 |
|-----|------|------|
| 小島  | 一四四  | 一六八  |
| 常光  | 七九   | 一五五  |
| 上   | 二五   | 二六   |
| 光信  | 二〇七  | 二七   |
| 光末  | 一〇五  | 五九   |
| 父木野 | 二二   | 一七   |
| 高蓋  | 二二五  | 二二〇  |
| 木津和 | 七六   | 三八   |
| 阿下  | 三九二  | 二〇四  |

備後之内

甲怒郡之内拾貳ヶ村

一、田畑四百五拾貳町五反八畝拾四分

内式百五拾五町九反二歩

田方 百九拾六町六反八畝拾貳分

外新田畑貳拾町一畝二一歩

見取場 内式町五反九畝拾九歩

田方 拾七町四反貳畝貳歩

人数 四千七百七拾五人

内式千貳百四拾五人男

千九百三拾人 女

同国之内 神石郡之内貳拾貳ヶ村

一、田畑千貳百拾九町九反三畝拾三歩

八百八拾四町九反六畝拾貳歩

田方 内千貳百参拾四町九反七畝壹歩

畑方 外新田畑百三拾壹町三反四畝拾壹歩

見取場 外 拜領高之外

(以下次回)

# 近世の郷土

(九)

(承前)

七町四反四畝式拾五分  
田方

百式拾参町八反九畝式  
拾式步 畑方

一、人数壹万七千六百拾八人  
男 九千三百拾式人  
女 八千三百六人

同国之内  
安那郡之内式ケ村

一、田畑百町八反九畝七步  
四拾壹町貳反四畝式拾

内 九步 田方  
五拾九町六反四畝八步

外新田畑貳町九反五畝拾  
八步 拝領高之外

見取場  
四反六畝五步 田方

内 式町四段九畝拾参步  
畑方

一、人数千三百五拾八人  
男 内七百四拾五人  
女 六百拾三人

とある。数字の羅列ばかり  
で恐縮だが、今一つ中津か

ら貰った貴重な資料がある。「豊前国・筑前国・備

後国領知男女人数帳」明和

五年(中津市立図書館)な

どに記載されている人口動

態である。備後領のみ下に

掲げる。

「代官による村方(地方)支配」

代官による村方支配がど

のようなものであったかを

みる前に代官制度そのもの

についてみてみよう。

代官というのは武家時代

主君に代って行政にあたっ

た者の総称であった。鎌倉

時代には、執権や探題と

きに代官と呼ばれ、守護領

国制が形成されていくにつ

れて、守護が郡・郷に派遣

して公事を莊園や公領に課

したもの(守護代や地頭代)

も代官と呼ばれて、貞永式

目によって禁止されたこと

もあった。

室町時代には諸国の守護  
代・地頭代のみを代官とい  
うならわしが生まれ、さら  
に、守護が郡代として一国  
の管轄権をもつものとされ

る一方、地頭代が代官とし  
て収税だけにあたるものと  
されるに至った。  
のち郡代・代官は混用さ  
れ、戦国・安土桃山時代に

|       |    | 享保2年<br>(1721年) | 明和5年<br>(1768年) | 寛政10年<br>(1798年) | 文化元年<br>(1804年) | 文化7年<br>(1810年) | 文政5年<br>(1822年) | 天保5年<br>(1834年) |
|-------|----|-----------------|-----------------|------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 甲 怒 郡 | 村数 | 12              | 12              | 12               |                 |                 |                 |                 |
|       | 男  | 2,245           | 1,553           | 2,076            | 1,468           | 1,505           | 1,531           | 1,600           |
|       | 女  | 1,930           | 1,424           | 1,817            | 1,275           | 1,388           | 1,364           | 1,454           |
|       | 計  | 4,175           | 2,977           | 3,893            | 2,734           | 2,893           | 2,895           | 3,054           |
| 神 石 郡 | 村数 | 22              | 22              | 22               |                 |                 |                 |                 |
|       | 男  | 9,312           | 6,436           | 4,500            | 5,135           | 5,285           | 5,331           | 5,458           |
|       | 女  | 8,306           | 5,650           | 3,914            | 4,526           | 4,626           | 4,758           | 5,003           |
|       | 計  | 17,618          | 12,068          | 8,414            | 9,661           | 9,911           | 10,089          | 10,461          |
| 安 那 郡 | 村数 | 2               | 2               | 2                |                 |                 |                 |                 |
|       | 男  | 745             | 669             | 579              | 577             | 608             | 614             | 654             |
|       | 女  | 613             | 662             | 520              | 532             | 590             | 533             | 584             |
|       | 計  | 1,358           | 1,291           | 1,099            | 1,109           | 1,198           | 1,147           | 1,238           |

は給地は給  
人に・蔵入

(直轄地)

は代官の管

するところ

とされ、後

者は代官所

とも呼ばれ

るようにな

った。

江戸時代

になり幕府

の職制が整

備されると、

勘定奉行

(関東郡代

を除く)の

もとに三、

四万石乃至

十万石の直

轄地(天領)

に郡代もし

くは代官を

置いた。そ

してその役所を陣屋とか代  
官所と呼んだ。

代官所の職務は地方と公  
事方に分かれ、前者では耕  
地調査・新田検地・定免

(何ヶ年かの平均による税  
率)の決定・年貢割付状の  
交付・年貢徴集・年貢皆済

目録の交付、宗門人別帳・  
五人組帳などの検査・諸運  
上の徴集・土木事業・天災

飢饉の救済などが主な仕事  
であり、後者では管下の警  
察、民事裁判・軽犯罪の刑

事裁判と処刑などが任務で  
あった。郡代と代官は職務  
上の違いはなく支配地の大

小が違っただけであった。

《注》

見取場 江戸時代、開発直後の田  
畑や山間地等の地味の劣ってい  
る田畑で、反別だけを丈量して、

本高の中には入れず、およその  
見当で年貢を課した。地味がよ  
くなれば検地の上、石高を定め  
村高に編入された。

参考文献

日本歴史大辞典(河出書房)

日本百科大辞典(小学館)

以下次回

# 近世の郷土

(十)

(承前)

江戸幕府の代官は四〇五〇名が定員で、俸禄百五十俵高の旗本から任ぜられ、役料は給しないが貢租の一部を口米として与え、享保十年(一七二五年)からこれを廃して、支配高に應じて米金が支給されることになった。代官の下役には、手付・手代・書役などが数名ずついた。代官の身分は職制では低かったが、直接幕領の民政にあたったので、徴税・農業・土木などの技術にすぐれた、いわゆる地方巧者も多く、善政を布いて後世に名を残した名代官も出たが、反面誅求を事とし私腹を肥すものも少なくなかった。天領では代官の役宅は前述のように代官所または代官屋敷とい役所・訴所・仮牢をそなえた。また代官には任地に居住(在陣)するものと、常時江戸に居住(在府)す

るものとあった。

諸藩の代官も幕府のそれと大同小異で、遠方の所領地或は特に必要な地にこれを置いた。郡奉行に直屬して、蔵入地の貢納・治安の維持・風俗の匡正にあたった。

(参考文献 日本歴史大辞典・日本百科大事典)

「代官による村方(地方)支配」

代官による村方(地方)支配といっても、代官が藩主に代って行政の任にあつた者である以上、究極的には藩主奥平氏の支配というべきであろうが、しかし、ある程度の権限を委任され、直接領民と関わったのは代官であるから、代官による村方支配という言い方もできなくはなからう。いずれにしても、どこまでが藩の直接の命令によるものか、どこからが代官の裁

量によるものか分明しがたいものも多く、そこでその事は深く詮議しないで、村田代官時代の約百五十年を代官による村方支配とらえて、以後の記述を進めることとする。

代官の職務は他藩のそれとほとんど変わるところはないようだ。年貢・諸運上の徴集をはじめ、宗門改め(今日の戸籍にあたるもの、別項に詳述)・用水普請等の土木事業・生産管理・治安維持・天災飢饉の救済等が主なる事項で、中津(藩府)との連絡は密接に行われた。代官の下役には郷目付及び郷方二、三名が置かれ、必要に応じて大庄屋なども出役して、諸般の役務が行われたようである。特に毎年十月一日には米相場の調査のために福山・鞆・上下・尾道等にも出張している。時には中津から役人が来国することもあったようだが、多くの場合代官に委ねられていたようである。年貢は代官の責任において上納することとなっていたが、中津から遠

く離れているので、実際に米を上納することはせず、銀に換えて尾道から船で中津に運ばれた。遠隔地の飛び領であったから藩役人も備後領の事情に疎かったであらうし、したがって備後領にそぐわない施策や命令もあつたと思われる。そうした事が村田庄兵衛等の直訴というような非常手段の原因の一つにもなっているのであると考えられる。

庄兵衛等の事蹟については別項で述べるが、これ以後藩主以下藩役人も備後領のことにかなり意を用いたようで、毎年の勘定帳や郡出帳・宗門帳などの諸帳簿は中津まで提出させて監査を受けさせることにしている。また、農民が直接藩府に訴願したい場合は、訴状を封印署名して代官に申し出させることにし、なお直接中津まで訴え出ることも奨励していることは注目される。また村々に高札場を設け、特に小畑村・東油木村・福永村には大高札を立てている。代官の下に大庄屋・庄屋・年寄・釣頭とい

う支配体制は、福山藩・広島藩などと大体同じであったが、中津藩の法令は三國(豊前・筑前・備後)に共通したもの、一備後御領分計江被仰出<sup>ばいおほ</sup>たもののがあつたが、三國へのものは豊前が対象の中心となるので、山間部である備後領にはそぐわないものもあつたようである。備後領ばかりへのものでないものもあつたとい一般的なものも多かったといわれる。要するに、遠国の飛び領の支配は困難であつたようで、実質的支配は現地で登用した村田代官に委せて、備後領は年貢米の取立地として以外の意味はほとんどなかったようである。

以下幾つかの項目について支配の状況をみてみよう。(以下次回)

(参考文献 広島県史近世 I。神石郡誌)

(注) 蔵入地 領地を諸士の知行地として与えないで、年貢米を直接藩の倉に納める領地。村方 町方に対する語で地方のこと。(筆者)

# 近世の郷土

(土)

## 「郡中へ申渡覚」

中津領となった当初、郡中へ触れ渡した六十二カ条に及ぶお触れの一部が郡誌に載っている。備後領支配の基本的な考え方が窺えると思われるので掲げてみよう。本文は当時の公文体のいわゆる候文で書かれているが、口語文に直して要約して掲げることとする。

(要約文は筆者)

### 郡中へ申渡覚

郡中の者が生活に困る事がないように、この度諸種の注意事項を仰せ出されたので書付けをもって申し渡す。村役人は正直をもって領民に接し、疑われないように諸事明白に処理することが根本である。すべての農民は村役人に敬服し、萬事相談して世話して貰うように。役人が不正ならば領民は信用しなくなるのは必

定、この点よくよく考える事。すべての農民の中に心得違いの者があれば庄屋役は早速申し出るように。又、村役人に心得違いの者があれば村中の者早々に申し出るように。この度のお触れも村役人は篤と理解した上で、写しを領民に渡し合点がゆくように申し聞かせるようにせよ。農民は村役人にはいろいろ言いくいものであるから、村役人は農民には和らかに相談し易い態度で接し、農民は相談したい事があれば遠慮なく代官まで申し出るように。先き頃申し渡したお触れは堅く禁止、御役人(藩府の役人)と思われぬ(筆者)に対し、一紙たりとも差出したものは罰を申しつける。この度郷方の役人へも仰せ渡しがあったのでそのように心得るように。そしてその書付けは村役人へ渡すから、篤と見てその内容を庄屋元

で領民へ読み聞かせるようにせよ。

一、博奕(ばくち) 賭勝負事は厳禁する。

一、免定(税を決める。税の割付)は庄屋のところですべての農民に読み聞かせ、村内用の写し一、二枚を落字のないように作って農民に渡すように。また、小免定(本税以外の諸税)皆済目録(年貢納入済の受取書)についても同様にする。

一、役人から渡される物のある時は、庄屋役人並に農民一人二人呼び出して渡し不正のないようにし、その割方についてもその書付けを村中へ二枚宛渡すこと。

一、村内に困窮者がある時は、お互いに助け合って生活が成り立つように援助すること。そのような援助をした者があつた時は早く庄屋に届出ること。その援助のしかたによつて褒美をやる。

また、援助を受けた者も早く庄屋へ届出るように。恩を受けてそのままにほつて置くということはない筈である。

一、未進(年貢不納) 借金

等で倒産するような者があつた場合は、庄屋その他の村役人は努力して貸し主も立ち行くように、借り主も田地を手放さぬように世話してやること。他人の田地を借り受けた農民についても同様である。未進の者があつた時、役人の手前未進の分を村中の者に負わせるようなことをしてはならない。

一、貧しい農民または手伝つて呉れる人もない農民が病氣になり、植付けや手入れが出来ない時は、村中が助け合つて植え付け耕作し田畑を荒さないようにすること。

一、高持ち百姓(田畑を所有して耕作し、税金を納めている百姓)が潰れて、春になつて植付け前に新百姓と名を替えて高持ちになつてはいけない。新百姓が入つて来た時は詳細にその訳を書きつけて願出ること。

一、これまで惣作(村中で共同耕作し税を負担する)場や荒地などの有る村は、誰でもよいからこれを耕作するように。耕作する者はその旨申し出るように。詮

議の上で年貢を免じたり、食糧や農具を支給する。

一、親の田地を惣領以外に譲る事は高持ち(所持している田畑の石高)十石以内の者は譲つてはならない。但し竈(煮炊き)を一緒にするものはこの限りではない。

一、不行跡の者があればその村の庄屋役人寄り合い一通り意見をし、聞き入れない者は早々申出ること。ほつておいて後日わかつたら村役人にきつい咎めがある。

一、訴人しよう思つても後日しかえしをされたらと思ひ申し出ない者があるようだが、偽りなく申し出た者には後で難儀がないように、内々に聞き置いて褒美にしているものもある。

一、今後他国領へ年季勤に出ることは固く禁ずる。出なければどうしてもいけない時はそのわけを仔細に願ひ出ること。願ひ出ずして出た事が知れたらきつと咎めがあり、またその村の庄屋もお咎めを受ける。

(以下次回)

# 近世の郷土

(三)

(承前)

一、宿町の他は旅人や諸勤の宿をしてはいけない。宿町でも往来証文の無い者の宿をすれば、泊り日と出発日を庄屋に届けること。二宿するものは大庄屋へ願出ること。鳥乱なる者(挙動不審の者)があれば捕えて申し出ること。そうすれば褒美を与える。

一、村々に盗人の入った時は、自分で捕え難い時は大声を立てること。その時は村中早々に集って捕えるように。捕え難く抵抗するときは打ち殺しても、もっとものこととしてとがめない。捕えず追払っておいて後になって知れたら村中の者にお咎めがある。

一、庄屋並びに村役人、またすべての農民は今後不相応の身持ち、家作りをしてはいけない。平生の食物も

出来るだけ雑穀を食し、米をやたらと食べない事。

一、婚礼の節は、櫃一つ・櫛箱一つ・結納婚礼の祝儀樽代一匁・肴一包・熨斗料理は一菜・酒三献に限ること。その他の祝儀等も右に準ずべく、これを守らない者があれば当人は勿論、庄屋役人もきつとおとがめがあること。

以上が郡誌に収録されている郡中へ申し渡された六十二カ条の一部分の要約である。全文は相当長文のものであったろうが今は知るよしもない。この内容を見ると、実に事こまやかに行届いた配慮がなされているようにも見えるが、反面、農民相互に監視させ、また連帯で責任を負わせ、褒めたり、すかしたり、おどしたり、役人は可能な限り手を汚さないで、しかも効果

的に支配しようとしたことが行間に窺える。

「代官所における役務の状況」

代官所の役務の状況がどのようなものであったか、これを知る資料もほとんどない。「旧神石郡誌」編纂の頃にはそれでも少しは資料が残っていたようで、若干の関係文書が収録されているが、今ではこれが当時を知る貴重な資料である。その中に「御役所規定」というのがあるが、これによって代官所の日常の執務の一端がうかがえるので、次に挙げてみよう。

## 「御役所規定」

### ◇正月

一、五日、御役人始め大庄屋・小庄屋・年寄迄於御用座敷御祝儀申上候年寄共は玄閑敷豆迄罷出来候。  
一、同日、御用達扇屋平六・小畑村御百姓秀右衛門・福永村御百姓幸四郎・是亦御祝儀申上候事。  
一、六日、御領分寺社御祝儀罷出候。尤安田村永聖

寺・父木野村法雲寺・小畠村岩屋寺は寺格有之候に付別段罷出候。

一、十一日、出勤始之事。

一、正月申、年始飛脚御城下へ差立候事。勿論例年当十三日於星居山御祈禱有之安田村永聖寺より御札守差出候に付可差越事。

### ◇二月

一、新運上銀当朔日より六日迄に郷目付取立候札引替致候事。

一、村々用水普請所の儀当月初旬迄に村役人下改致積帳追々差出候に付相揃ひ次第詰合の内一人出立見分候事。

一、村々御年貢算用帳の儀当月十五日迄御役所へ為差出可申事。

### ◇三月

一、当月上村阿下村二森村階見村より肥草証文書替の儀可頼出候間相調可申事。

一、門番中間兩人当月限の勤に候得ば吟味差替又は重年申渡候儀可被致勿論右の節は郷方より為申渡

候事。

### ◇四月

一、宗旨改帳当月中旬迄に為差出同月中御城下着の様庄屋共の内一人差越候事勿論宗旨奉行へ添状可出事。

### ◇五月

相定候儀は無之候。

### ◇六月

一、村々皆作注進書付差出候に付以飛脚中津へ可差越事。

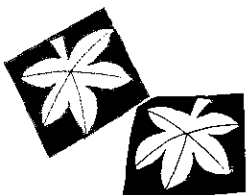
### ◇七月

相定候儀は無之候。

以下次回  
(文中の読みがなは筆者附す)

文化財保護委員会

委員長 松井正夫



# 近世の郷土

(三)

(承前)

◇八月

一、新運上銀当月朔日より同六日迄に郷目付方へ相納札引替相渡候事。

一、龜山宮祭礼の節は御役所内へ高張提灯二張宛燈候事。

◇九月

一、初納銀の儀は其年に応じ季節九月中旬或は下旬に申渡候勿論御銀蔵納有之候節は郷方御番に罷出候下番の儀は小畑村御百姓の内一人其外折木番一人宛小畑村役人へ申付為差出候事。

一、御銀積登の節は才領郷方一人に下才領二人宛差添候其外尾道迄は庄屋共の内一人宛付添罷越候。

一、登銀百貫目位迄は一艘にて指登候得共最早百二十貫目三十貫目にも候得ば二艘にて指登候事。

◇十月

一、当朔日相場為聞合郷目

付兩人二手合に分れ福山

一、右兩月直段次第第四カ所平均致御定法二匁五分を相加定候。

一、御年貢一登宛に御城下へ其段可申出事。

◇十一月

一、当朔日又々相場聞合候事。但十月に同。

一、上下詰へ出状並金百疋目録致可出事。

一、福山郷上下御用達へ金二百疋宛尾道笠岡屋へ百疋出状添可出事。

一、廿五日皆勤の事。

一、高五石 安田村永聖寺

一、金二百疋星居山右同寺

但正月御初穂御礼守差上候右は定例。

一、銀二枚 龜山八幡宮

一、金一両 星居山

右は晴雨兩御祈禱御初穂とある。これは前述のように小畠代官所のものであるが、天領上下陣屋の場合も似たようなものではなかつたろうか。

## 『貢租等農民の諸負担』

近世におけるこの地方の(われらの先祖の負担した)貢租等農民の諸負担がどのようなものであったか、以下このことについてみてゆこうと思う。とはいっても、この貢租等の制度は、かなり複雑であり、用語も特殊なものが多く難解で、しかも、天領・福山藩・中津藩等、藩によっても違いがあり、なおまた同じ領内でも年代による違いもあり、その上、この事に関する資料も他の事項の場合と同様非常に少く、詳細にそのしくみや農民の負担を明らかにできないと思われるが、ごく概説的に、どの藩でも、いつの時代にも多く行われ

ていたようなものを中心に見ていきたいと思う。

江戸時代が石高の社会といふことについてはすでに述べたが、だから年貢も石高をもとに課せられた。村高(村のすべての畑と屋敷の総生産高)に免(免相・免合ともいう。年貢率のこと。免一ツは一割)を乗じて算出されたものが正租であり、原則として現物(米)で納入していた。(中津藩では銀納)正租の外に小物成・運上銀などと呼ばれる山年貢・敷年貢や夫米・口米等附加税というべきものも非常に多い。年貢は村民全体の責任において完納することとされていた。これを年貢村請制という。

## ○徴税のしくみ

村高に免を乗じて算出したものが正租であることは述べたがこれを物成といひ、この物成一石について二升の口米を加えたものを定物成という。「免」についても説明したが、免とはもと

で免と言っていたのが、近世の初めに意味が逆になり、年貢率を示すようになったといわれる。

免を決定することを「免定」(めんさだめ・めんぎめ)というが、その方法にはいろいろある。秋免制・検見法・検見取ともいい、秋の収穫期に役人が実際に作物を見て賦課する方法で、作物に即した課税ができるということではあるが、領主の側からすれば費用や時間の浪費であり、農民は検見が終るまで立毛のままおかねばならず、相方とも不便が多かったが福山藩では水野時代をとおしてこの法が採用されており、三、四人の役人が入村して実地に作物を見分して免を決定していた。

## 以下次回

(参考文献) 広島・歴史と文化。神石郡誌 (文中の読みがなは筆者)

三和町文化財保護委員

松井正夫



# 近世の郷土

(古)

(承前)

土免制は春免制ともいい、前年の作柄を参考に作付前後までに(三、四月頃おそくとも六月)その年の免を決定する法で、たとえ豊作でも春一度決めた年貢はかわらないから、農民も耕作に励みが出ると藩役人は言ったが、今年豊作であれば翌年の免が上げられたし、凶作の場合は、一応無関係とされたので、農民の励みになるようなものでは決まらなかった。

定免制は数年間の平均によって免を決定するもので、天領や中津藩ではこの法によったので、郷土十四カ村は水野藩時代は秋免制、天領・中津藩領時代は定免法で、後、天領であった五カ村(龜石・井関・坂瀬川・時安・大矢)が福山阿倍藩となったが、阿倍藩では土免制(春免制)の名称はとっていたが、その内容は少し違っていた。免が村高に対するものでなく、諸引高を差引いた有高に課されており、有高免と言っている。村高は元禄検地以後はこれに拠った。

以上のような諸種の方法があつたが、何れの方法にせよ免が決まると、村高にその免を乗じてその村の物成(正租)を算出し、前述の口米を合して定物成を決定し、これが各村々(村方)に割付けられた。この割付け状を年貢割付状(免状・年貢免状・年貢可納割付状・免相目録・御年貢仕切手形など)という。

さて村方では、定物成以下あらゆる負担を村民に割り付ける台帳として、十月中に免割帳や夫割帳を作成したが、村役人の不正を防ぐ上からも厳重に行われたよう、村内すべての百姓が立ち合うこととされていた。

この年貢割付状の郷土(三和町内)の村々の資料がないが、隣村安田村(現油木町内)のものがあるので形式内容を知ることができるので次に掲げてみよう。

子年免相定事

一、高五百八十式石壹斗四升  
三合

内 神石 安田村  
九升八合 郷倉屋敷引  
五石 寅より永聖寺御寄

附高引  
壹斗六升三合  
田方畑成斗代下

壹石三斗四升六合  
丑改山崩川成土手下溝

代引  
八拾九石八斗八升七合  
新荒未より辰迄十力年

用捨引  
九拾石 年々定引  
免四ツ五分壹厘

残三百八拾九石三斗七升八  
合手附

取米百七拾五石六斗九合  
外

一、米五石式斗六升八合  
口米

一、同六石四斗四升  
天米

一、銀四匁七分三厘 山年貢  
一、同三拾七匁八分四厘 敷年貢  
一、同九拾七匁式分五厘 請山運上  
一、同式拾七匁 雑運上

高五石八升免四ツ五分壹厘  
一、米式石式斗九升壹合  
畑田成出高取米  
一、同六升九合 右口米  
納合米百八拾九石六斗七升  
七合  
銀百六拾六匁八分式厘  
右之通当子御年貢庄屋百姓  
立金致小割来ル霜月急度可  
皆済者也。  
文化元年子十月  
奥平多次見  
木村権右衛門  
丸岡 東馬  
福田清兵衛  
桑名 内名  
奥平 由戸  
逸見 志馬  
山崎 主馬  
生田 主計  
右之村  
庄屋  
惣百姓  
とある。これをもとに村民

一人ひとりに対する定物成以下各種の負担を決定して個人に割当てる。この個人割当の文書を下札という。それを掲げてみると次の如くである。(小島村のもの)半紙を横に二つ折りにして、安政二年卯御年貢下札 清三郎  
一、高式石壹斗八升八合 田  
一、高八斗七升五合 畑  
一、三石六升三合 内  
九升五合 戌御用捨引  
九升 御定引  
残式石八斗七升八合  
御取米壹石五斗九升式合  
一、米四升八合 口米  
一、同四升四合 天米  
一、同壹斗三升六合 畑田成米  
一、同四升六合 見取米  
一、銀七厘 山年貢  
一、同三分三厘御城下天米  
一、同拾三匁式分壹厘 出面割  
一、同三分七厘 役目割  
以下次号  
(参考文献)  
広島・歴史と文化  
備後史談

# 近世の郷土

(五)

(承前)

合銀拾四匁五分八厘

米壹石八斗六升六合

内

三升

老斗九升九合 御用米

老斗九升四合 御指延米

残老石四斗四升三合

此銀百拾八匁四分式厘

銀ノ百三拾三匁

内

七分式厘 役目米代

百參拾式匁式分八厘

納通前

右者当卯御年貢諸上納並

出方立会相極候若違有之

候ハ、早々可被申出候

已上

卯十一月

庄屋

四郎吉

清三郎殿

とあり、皆済することこの下

札の年貢會計のあとに

皆済

と記してある。

上記について若干の説明

を加えると、

御用捨引ノ手当引ともいい

定免の村が凶作の時等年

貢割付の額はそのままに

して、上納額を減ずるこ

と。

御定引これは年々生産高

の何割かを天引きして残

りに免をかける。この定

引の高は村々によって差

があるが、神石郡平均は

約三割ぐらいであった。

しかし、これも廃止され

て農民困窮した時期があ

ったがこれについては別

に述べる。

口米江戸時代の附加税の

一種で、代官が地方支配

のため代官所の経費など

を年貢に附加した。

夫米夫役に出るかわりに

米を納めた。

畑田成畑を田に転換して

作った時の年貢。

見取米見取場の年貢。見

取場とは新開墾地或は山間のやせ地などで、本高に入れずおよその見当で年貢を課した土地。

この下札は安政二年のものであるが米の代りに銀納になっていることがわかる。

壹石が銀八十二匁位になっているようだ。銀の相場も

折々に違ふのであるが、お

おむね一両が六十匁位であ

った。この下札一枚を見

ても、この当時の貢租等各

種の負担が非常に重いもので

であったことと、またその

しくみの複雑さがわかう

というものである。米納の

場合は三斗俵が普通であ

ったが、この場合は実際には

込米といつて約二升よけい

に入れさせられた。

正租以外の小物成・運上

銀・冥加銀などには例示の

下札に見える各種附加税の

ほか、さまざまな種類のもの

がある。例えば、蘭草・

茶綿・漆・竹などあらゆる

ものに課税された。

以上は貢租等各种負担に

ついて極めて概説的な説明

であるが、農民の負担の面から見れば決してこれだけにとどまるものではなかった。上記に説明した以外に

村内運営費としての村入用

がある。村役人の給与をは

じめ、村役人の出張費、年

貢米蔵払いの運賃米、村内

役人用年中墨筆、紙、油代、

寺社方初穂米などがあり、

なおこの外土木事業等の村

割りや郡割りなど臨時的出

費も多かったのである。

この時代の貢租のことを

いう時、よく五公五民とい

うことがいわれるが、これ

は勿論十のものの中の半分

五が公(藩或は公儀)の収

入となり、残り半分の五が

農民のものという、いわゆ

る半分半分のことである

が、実際はなかなかそんな

ものではなかった。もとも

と米のとれない畑や屋敷ま

で加税されるのであり、村

入用など加えると十公零民

とでもいふべき村高の一〇

〇%以上になることすら

あった。「百姓とゴマの油

われたように徹底的に搾取されたものようである。この事のまた当然の結果として年貢の完納できない農家が生じる。完納できないことを未進というが、この未進の取立てはまことに

嚴重で、家財道具を売払っ

ても完納させられた。また

前にもちよつとふれたが幕

府は寛永二十年(一六四三)

田畑の永代売買を禁止貢租

負担の単位(農民・農家)

の減少を防ぐ方策としてい

たが、貢租完納のためとい

うことであればその売買を

も黙認するようなり、次第

に貢租完納のためというこ

とで半ば公然と売買される

ようになっていった。した

がって田畑永代売渡証文に

は、必ず年貢を完納するた

めに売り、その金によって

年貢を皆済したということ

が記されており、この形式

は明治五年に売買禁止が解

かれるまで続いた。

以下次号

(文中の読みがな及び注釈

は筆者)

# 近世の郷土

(表)

(承前)

その売渡証文の例をあげてみると、

永代売渡申田地之事

中津原江戸渡り

一下下田六畝 高五斗壹升

同所

一上下田壹反式畝九步

同壹石八斗三升三合

同所

一中田壹反式拾七步

同壹石五斗四升

畝式反九畝六步

高ノ三石八斗四升七合

右者札銀三百六拾目ニ永代

土共ニ売渡シ此代銀儘請取

辰御年貢御納所仕候処実正

御座候然上者此田地ニ付子々

孫々至迄聊申もの無御座候

たとへ天下一道の御徳政又

は世上い可様之新儀出来或

御代官替庄屋替御座候共於

此田地少も聊申間敷候於以

来若何角申者御座候とも此

加判之もの共罷出埒明可申

為後日書物如件

元禄貳年巳二月十四日

郷分村売主

伝左衛門 ㊦

同村釣頭

孫右衛門 ㊦

同村与頭

八右衛門 ㊦

同

長右衛門 ㊦

同庄屋

九右衛門 ㊦

伝左衛門兄弟

猪右衛門

千田村

市右衛門殿

と書かれている。解説して

みると、

永代売渡し申す田地の事

中津原村江戸渡り

一下々田六畝 高五斗壹升

同所

一上下田壹反式畝九步

同壹石八斗三升三合

同所

一中田壹反式拾七步

同壹石五斗四升

畝式反九畝六步

高ノ三石八斗四升七合

右者札銀三百六拾目にて永代土共に売渡し此代銀儘に請取辰御年貢御納所仕候処、実正に御座候然上者此田地に付子々孫々に至る迄聊申もの御座無く候たとへ天下一道の御徳政又は世上いか様の新儀出来或は御代官替庄屋替御座候共此田地に於いて少しも聊申間敷候以来に於て若何角申者御座候も此の加判の者共罷出埒明け申す可く後日の為書物件の如し。(解説筆者)

本文中に見える如く年貢完納の為に売り、其の代銀は年貢の納入に充てたと必ず書いてある。なお文中に土共にとあるのは、土地とともに耕作権もということである。御徳政とは何か慶事などの際、これまでの借金はずべて棒引きにするなどの政令が出されたような場合のことである。少し冗長に過ぎた感があるが税完納のためには禁止されている田畑の永代売渡しすらも黙認されたのである。

未進(税の滞納)の取立はこのように厳しく、田畑

家財道具を売り払っても完納させられ、親類や五人組等まで連帯で責任をもたされた。未進が重なれば、百姓(追上百姓)となるのだが、その場合「村闕」と言って村民全体の責任において完納させられたのである。水野時代の福山藩では城内に未進百姓を拷問するための水牢が設けられていたということが伝わっている。

郷土の各村の免(税率)

は村々によって、また年によっても違うのであるが、ある年の郷土の各村の免をあげてみよう。これは「村調」とか「村明細帳」とかいわれる種類の帳面に載っていたものであるが表紙が損傷しており、帳面の名も年代も不明であるが郷土各村のある時期の税率を知ることにはできる。(残念ながら中津藩備後領についての記録なので中津領の村についてしかわからないが他藩の場合も大体同じようなものではなかったろうか。)

小畑村 免五ツ五分三厘

(五割五分三厘)

上村 免四ツ三分八厘

常光村 〃四ツ二分一厘

光末村 〃四ツ二分

光信村 〃三ツ八分壹厘

父木野村 〃五ツ三分三厘

高蓋村 〃四ツ壹分壹厘

阿下村 〃四ツ四分六厘

木津和村 〃四ツ六分五厘

中津藩領は定免(数カ年一〇年位の平均によって決める)であったと述べた

が、中津藩領となった当初は、それ以前の公領(大領)

時代に倣い、秋季毛上

(実際の立毛の熟した穂の

状態)の検見を行い、七カ

年平均で免が定められ、ま

た前述のように定引の恩

典があったが、延享二年

(一七四五)よりこれが

廃止せられたので、農民は

甚しく困窮した。そして前

述のように銀納で、その米

相場は毎年十月の福山・尾

道・鞆・上下の四カ所の米

相場により納めさせられた

ので農民の苦しみは大変で

あった。

(以下次号)

(参考又は引用文献) 広島

歴史と文化・福山市文書・

吉舎町文書)

# 近世の郷土 (七)

(承前)

このため未進百姓、潰れ百姓が出るようになり、他領に走るものも多くなった。

三郡の百姓は定引けの復活を訴えたが聞き入れられず、安永六年(一七七七)には

備後領内三人の大庄屋と、各村の庄屋・年寄などが愁訴に及んだがそれでも容れられず、ついに父木野村庄

屋庄兵衛(村田)高蓋村庄屋宅右衛門(大崎)の二名が、

分を越えて藩府に哀訴した。二人は勿論重き咎めを受け

たが、これにより安永七年より旧幕領時代の例に基づ

き、領内三千百七十七斗四升八合の定引の復活を見た。

中津藩備後領分の文化二年における貢租等諸負担の

取立ては次の如くであった。

惣高

二万十五石五斗五升八合

内

二千九百五十九石一斗三升八合  
但し

各村郷倉屋敷・牢屋敷用捨引、安田村永聖寺・龜山八幡宮御寄附引、田畑山崩川

成用捨引、道溝代引、起返鍬下引、新荒十ヶ年用捨引、

三千百七十七斗四升三合但し年々定引

計六千二百二十九石八斗八升一合

残一万三千八百八十五石九升二合

取米六千八百三十五石九升二合

内十一石五斗一升五合 但し困窮村用捨引

残米六千七百十九石九斗四升二合

外五百六十三石八斗七升九合

但し見取米、口米、夫米、山手米、畑田成、出高取米、

右口米、川運上、焼畑

見取場取高

納合米七千二百八十三石八斗二升一合

銀三貫五百四十九匁五分五厘

銀は山年貢、敷年貢、茶

役、漆役、楮役、大工役、桶屋役、粉屋役、請山運上

(借り受け山の小作料) これを村別に見ると、三和町

関係のものは次表の通りである。

| 村名  | 納米       | 納銀       | 定引  |
|-----|----------|----------|-----|
| 小畠  | 三八三・一九〇合 | 一二五・三五五匁 | 六〇石 |
| 上   | 四三三・六〇九  | 六六・三九    | 八三  |
| 常光  | 一〇六・五〇四  | 一一・三四    | 二〇  |
| 光信  | 九二・七四三   | 一七・二〇    | 一七  |
| 光末  | 七九・六〇一   | 一六・四四    | 一五  |
| 父木野 | 二八四・一九七  | 一六二・七五   | 一〇三 |
| 高蓋  | 二三九・八七七  | 七〇・三一    | 一〇三 |
| 阿下  | 一一八・九二二  | 七七・三九    | 二〇  |
| 木津和 | 一八三・七九五  | 一〇二・八二   | 一二二 |

## 『飢饉(災害)』

徳川三百年の治世の間には度々天災地変があったようであるが、その折々の郷土の被害の実態およびそれに対する藩府の対応等を知

る資料は非常に少ない。

江戸時代の三大飢饉といわれる享保・天明・天保の

飢饉を中心に、その他若干の資料のある飢饉(災害)

について、その態様と藩府の対応をみてみよう。

貞享四年(一六八七)

九月九日 大水

元禄十五年(一七〇二) 山汐

七月二十八日 洪水

同八月二十九日 洪水

宝永四年(一七〇七) 洪水

八月十九日 大洪水

同九月十二日 大洪水

宝永五年 大洪水

六月二十二日 大洪水

正徳二年(一七一一) 大洪水

六月二日 大洪水

同七月二日 大洪水

右のような災害があったようであるが、これによる郷土の被害の実態は不明である。これら打続く災害による農民の窮乏が原因となつて、享保二年(一七一七)秋、福山藩農民が蜂起したことは別項「農民斗争の歴史」の項で述べる。

(以下次号)

(参考文献 神石部誌 備後史談三巻)

三和町文化財保護委員

松井 正夫

# 近世の郷土

(六)

(承前)

「享保の飢饉」

享保十七年・十八年(一七三二・一七三三) 長雨と

蝗の大発生、西国ではウ

ンカも大発生し、大飢饉と

なった。また十九年には福

山に大火があり、打続く災

害で餓死するものも多かつ

た。この時の損毛(被害)

高の報告書が、九州中津の

図書館に保存されている。

次に掲げてみよう。

(表紙)

享保十九年

備後御領分当寅御損毛高書

上 十一月

とあって、

一、田高壹万貳千七百九拾

五石壹斗四合

内

五千九百拾九石四斗四升

当立毛見来高

六千七百三拾九石八斗四

升 当立毛不足、御引

高ニ可被成分

此内ニ当御免定ニ御用

捨御願申上候分其外年

々定引籠リ居申候

百三拾五石八斗貳升四合

当六月洪水痛荒引

一、畑高七千貳百貳拾石四

斗五升四合

内

貳千九百七拾八石七斗壹

升壹合(粟稗大小豆其

外雜穀たばこ毛

付高ニ可成分)

四千貳百貳拾貳石三斗

(右同断、仕付

荒不作)

此内ニ当御免定ニ御用

捨御願申上候分其外年

々定引籠リ居申候

当御引高ノ壹万五百拾七石

四斗七合

(当年不作皆無

洪水痛御引高ニ

可成分)

右之通当寅御損毛高書面之

通相違無御座候 己上

寅

十一月

横山伊右衛門

村田平次右衛門

とある。この被害報告を受

けた藩府で、どのようにに御

用捨などの救済措置を取っ

たかの記録はわからない。

なお、これより以前享保六

年(一七二二)閏六月には

大氾濫あり、同九年秋には

暴風雨がいったという記録

があるが被害の状況はわか

らない。また、享保の飢饉

後明和六年(一七六九)七

年も凶作で、餓死充ち満ち

て遂に農民暴動が起こった

が、これについては別項で

述べる。

「天明の飢饉」

天明二年(一七八二)よ

り六年に至るの間、日本全

国をあげて稀有の大飢饉で

あった。郷土の状況は資料

がないが、隣藩福山領内

は二年春より夏に至るまで

霖雨絶えず、三年春より七

月まで淫雨小止みなく諸川

氾濫した。六月十七日は大

洪水で死傷多く、五穀実ら

ず餓死地に充ちたといわれ

る。四年もまたまた凶作で

米価甚だしく騰貴、五年六

他国に流浪するもの数知れなかつたという。加えて福山藩では円藤弁蔵という佞臣が、厳しく年貢の取立てをしたので、大暴動が起こったことについても別項で述べる。以上は天明の飢饉における隣藩福山藩の状況を述べたのであるが、公領の状況がどうであったか記録がない。中津藩備後領については、その状況の一端とそれに対する代官所の対応を、当時の代官所の「御用留」から窺うことができるので、それを掲げてみよう。

天明二年

正月 一、銀三貫是は三坂・木津和・長野・三ヶ村極難波に付五ヶ年賦にて貸付被仰付候

天明三年

二月 一、御料笹尾村百姓共騒動候て下豊松村迄罷出同村料助方へ立寄候ニ付村役人にも下方小前にて渡候て利解為申聞不罷出様及利解候尚又笹尾村百姓共御料中平村から有木の方へ罷越趣注進有之佐竹小源太中山郡兵衛下豊松村へ罷越候尚御料

百姓共願立の儀庄屋共受持の由にて不残引取趣に有之候

一、村々難波人多有之願出候間銀六貫六百十三匁御救被下候

六月 一、打続雨天に付於

龜山五日日和乞御祈禱二

夜三日相勤候様申渡御初

穂銀一枚有之候

八月 一、米三千四百石当

秋変作に付御困初七十五

石是は御用捨有之候間被

仰付候

天明四年

正月 一、公儀御触書一通

是は上州信州辺村々百姓

共騒立候に付取締方の儀

委細中触に有之候

天明五年

十月 一、当御年貢皆済に

は相成候得共近年打続不

作下方殊の外困窮に付御

救方の儀申来候銀十五貫

目御救被仰候

(以下次号)

註 餓死ニ餓死者

(参考文献 神石郡誌

備後史談)

三和町文化財保護委員会

松井正夫

# 近世の郷土

(其)

(承前)

天明六年

九月 一、御領分作方不宜伺の通米八百石御用捨被仰付候

十月 一、当御年貢銀六百二十貫目程に相成御用捨に依り相伺候所当年の儀は一般の変作下方難波に相聞へ候間銀五十貫目御救被下候間御年貢方御情可致品々仰渡候

一、福山領百姓騒動致候に付松崎安右衛門百谷村に遣し右村近辺は何事も無之翌年に至り又々騒動致候に付御目付兩人罷越候

天明七年

正月 一、永野村百姓共騒立候旨風聞有之郷方四人西油木村も同様有之由に付郷方三人共の外近村庄屋差向候永野村百姓二十人許り氏神へ集り頭取体の者一人召捕西油木村の所は騒立不申に付御役人

永野村へ入込候

八月 一、諸国酒造の儀米穀拂底に付造高三分打止候様御触有之候

一、御年貢の内七十貫目三組村にて御用捨被仰付候

天明八年

三月 一、近年米穀締売酒隠造等にて不埒の向有之米値段高直及難波候に付遺恨差含多勢相集り穀屋酒屋其外家居等狼藉致候類有之米穀締売酒隠造の儀は堅く御禁制重き御仕置有之候御代官役所其外領主他官役所に相触候様御触有之若心得違致相集り狼藉の始末有之候はば人数差出小勢の内召捕時宜に寄切捨てても不苦候

以上の記録に見られるように、天明年間の飢饉においては、藩府は救銀救米等の救済策を講ずるとともに、暴動については極度に警戒していたことがうかがえる。

「寛政の風水害」

寛政四年七月二十三日、

二十六日の大風雨洪水の被害も甚大であった。この時の中津領の被害の状況を公儀宛に報告した「控」と思われるものが中津の図書館に蔵せられており、これについて本誌一八五号紙上に「私本志麻里風土記」として紹介したことがあるが、備後領分についての再び左に掲げてみる。

(表紙)

寛政四年子九月

上毛郡 当七月廿三

豊前国下毛郡 日廿六日大

宇佐郡 風雨ニ而田

安那郡 畑砂入山崩

備後国神石郡 川欠損毛高

甲奴郡 並百姓家宮

筑前国怡土郡 寺院ホ潰倒

木ホ之御届

け

(本文)

上毛郡

豊前国下毛郡之内(省略)

宇佐郡

安那郡

備後国神石郡之内

甲奴郡

一、高百六石七斗五升巻合是ハ当七月廿六日大風雨による山崩川欠砂入に相成損毛高其外田畑風損之義者未得と不相分候に付実熟之上相改追而可申上候

一、百姓家潰四百貳拾壹軒

一、灰屋潰 貳百拾七軒

一、木屋潰 四百八拾貳軒

一、馬屋潰 百九拾七軒

一、長屋潰 貳拾五軒

一、土蔵潰 拾四軒

一、宮潰 六軒

一、小社潰 貳軒

一、拜殿潰 七軒

一、鳥居潰 貳ヶ所

一、門潰 三ヶ所

一、随神門潰 壹ヶ所

一、廊下潰 壹ヶ所

一、神輿蔵潰 三軒

一、寺院本堂潰 三軒

一、辻堂潰 參拾壹軒

一、高札場潰 五ヶ所

一、牛 二疋

但山崩による死

一、怪我人 男壹人

但養生不相叶相果申候

一、大小倒木 凡拾五万七千四百六拾壹本

一、大小倒木 凡拾五万七千四百六拾壹本

筑前国怡土郡之内(省略) 右者奥平九八郎領分豊前国上毛郡 安那郡

下毛郡備後国神石郡筑前国宇佐郡 甲奴郡

怡土郡之内当子七月廿三日廿六日大風雨洪水による前書之通損耗高百姓潰家宮寺院潰其外倒木など御座候に付此段御届ケ申上候以上

九月

(読みがな筆者)

とある。当時は旧暦であるから今の大体八月で、台風被害状況の報告書である。台風何号とか、キジア台風・伊勢湾台風とかの呼稱のなかった時代の記録であるが、実に克明に調べ上げられている。こうした災害があるとそれ以外(病害・虫害など)も風水害によるもののように報告したりしがちなものだが、記録中、田方作毛については以前から虫付瘦苗であったと正直に書かれているのも興味深い。

(以下次号)

(参考文献) 神石郡誌・中津古文書・備後史談

# 近世の郷土

(三)

(承前)

「文政元年の大火」

文政元年(一八一八)小畑の市場は火災のため、わずか三戸(国貞・松本・貞清)を残すのみで他は全部焼けたという。焼失家屋数とか、火元がどこかなどの詳細はわからない。村田代官家の系図の中にこの記録が残っているのである。

「天保の飢饉」

天保四年(一八三三)より天保十年に至る六、七年間は、冷害・大洪水等の凶災が続いた。世にいう天保の飢饉と呼ばれるものである。これに関する資料も乏しいが、「広島県農業誌」によると、この飢饉において農民は、野生の雑草で食べられるもの全部食べつくした。その結果、野生の食物で食することの可能なものが六百十三種もなかったという。勿論、山野の動物、池川の魚類なども獲りつく

したことを思われる。生きがための悲惨な努力の跡が窺える。

以上記録にあるもの、また、少しでも資料が残っている天災地変について述べたが、この外にも多くの災害があったであろうが、わかるものがない。

『農民闘争の歴史』

近世幕藩体制下の苛酷な貢租公課の取立ての状況については別項においてすでに述べたが、通常の年次においてすら借金を重ね、家財道具、時には田畑まで売却して年貢に充てるような状態であったから、これが天災飢饉の年ともなると実に惨憺たるもので、文字通り塗炭の惻しみてあった。米はすべて貢租にあて、なお足りないのだから食べるものは麦粟等で、それもあるものはよいが、それらもない者たちは夜逃げしよう

にも村役人や五人組制度による連帯責任制・相互監視・相互牽制でそれもできない。繰返し愁訴に及んでも聞き入れられなければ残るは強訴とか一揆とかいわれる命がけの非常手段である。しかし、これはまことに大変な事で今言ったような体制の中で農民が団結して訴え出たり、各種の要求運動を起こすことは至難の事であった。けれども、それでもなお生きるために私達の先祖はそれを実行したのである。いや、せざるを得なかったのである。江戸初期から明治の新政までの間には、郷土の農民は幾度かいろいろの形の闘争を繰返して来たのである。以下その闘争の跡を見てみよう。

この問題を考える場合、郷土の範囲を少し大きく考へ、備後の国のそれについて考察することとする。水野氏の頃は私達の郷土は水野氏のいわゆる福山領であったが、それ以後は旧大正村のみ福山領で、嘉永六年からは旧来見村及び亀石が福山領となるので、中津

領・天領・福山領に属した備後国のそれについて述べることとする。

一、元禄十一年の闘争

元禄十一年(一六九八)

福山藩(水野藩)において水野家断絶を遺憾だとして、江戸に直訴しようとして、藩内二百三十四カ村の庄屋・組頭以下多数の農民が福山城下に集結したが、家老水野平内等の必死の努力によって漸く鎮静した。これは水野家が盛んに発行していた藩札の処理をめぐる動揺とみられている。

二、享保二年の闘争

享保二年(一七一七)

十一月、福山藩(阿部藩)では福山の農民を中心に藩内の農民が「願の儀」ありと称して各所に蜂起して福山城下に殺到した。これは打続く天災飢饉(貞享四年九月九日の大水・元禄十五年七月二十八日山汐・同八月二十九日洪水・宝永四年八月十九日・同九月十二日・同五年六月二十二日の大水・正徳二年六月二日・同七月二日の大水等)による困窮と、阿部氏襲封以後

の苛酷な収斂とを訴えようとしたもので、竹槍席旗を押し立て、城下に殺到したのである。藩はその願いを聞き届けると言って慰撫したので一旦は鎮静したが、歳末再び擾攘したので享保三年正月二十五日ほとんどの願いを聞き届ける左の如き覚書(例示の覚書の他にも覚書が一通あるが、これは揭示省略)を郡奉行から頒布した。又、越えて八年三月にも同様の覚書を出している。(これも省略)

覚

一、去る酉年御取米之内二千石被下置候事。尤酉年免定に筆を立可遣事。

一、検見之儀当秋より如前之坪検見可被仰付尤惣体検分事随分少人数にて改可被仰付事。

一、定引之儀如前々之被逐御詮議御引可被遣事。

(以下次号)

(註) 返り点、読みがなは筆者) 参考文献 村田家系図、備後史談)

三和町文化財保護委員会

委員長 松井 正夫

## 近世の郷土

(三)

(承前)

一、御城下へ普請人足向後は御遣し被成間敷事

但公儀立候事は別段之事

一、御蔵米春延之分銀にても米にても勝手次第相納可申事

一、銀納直段之儀向後は随分被逐御詮議可被仰付候事

一、向後は大割銀一郡割小日記改共入念可申事

一、川筋水損村御先代之通畑方検見可被仰付候事

一、鹿喰引是又見分被仰付相応に御用捨可被仰付候事

一、木綿雜穀共不熟に候は是又田畑共見分可被仰付候事

一、御役人出在有之御賄之儀去る申春迄の通喰溜米木錢可被下候事 尤大割銀八貫七百匁前々之通上納可仕事

一、御林之下草田地之肥に仕候由尤運上銀可差上候

段是又願之通可被仰付候事

一、先々御代之通種粳種麦拜借可被仰付候事

但当年は不時之御救多く被下置候御勝手御不如意故来春より御借可被遊事

一、二毛麦之儀先日被仰渡候通り彌願之通御免之事

一、所々御詔表草深村御蔵元にて被仰付難儀仕候よし是又買入可被仰付候事

右は村々より願出候箇條之内重き儀と相見候分計り御免被仰付候 其外一村二村或は三、四箇村より願出候儀又は輕き願其外御百姓了簡違にて願出之様に相見候箇條も有之候間其分追々被逐御詮議可被仰付候間其旨可相心得候以上

享保三年戊正月廿五日

郡役所

とある。この「覚」によつて農民がどのような要求を掲げて闘争したかがわかるし、またそれに対する藩の

対応を知ることができる。

前述のようにこの「覚」の他にもう一つの「覚」と、

また、「御百姓へ申渡口上之覚」というのが出されて

いる(この二つの「覚」は掲載省略)が、この合わせ

て三つの「覚」の中に、掲載の分には一カ所しかない

が他の「覚」には度々出てくる「百姓」という言葉が

すべて「御百姓」となっており、「もと」のかからぬ

ことで農民の機嫌をとろうとする役人の心底がみえて

いる。

三、元文元年の闘争

備後における天領神石郡の一部と甲奴郡の一部(郷上三和町では当時龜石・井関・坂瀬川・時安・大矢の五カ村がこのうちに在る)

では、前年享保二十年より全村の免(税率)が二分宛引上げられたことに對して

農民がこの撤回と、年貢未進(不納)の故に籠屋(牢屋)に入れられた者の赦免を願つて上下陣屋に押し寄せた。その時の覚書の一部を掲げてみよう。

一、備後国甲奴郡神石郡之内四拾九カ村、御高式萬七千石、三十年以前宝永二酉秋曲測市郎右衛門様より万年七郎右衛門様へ相渡り上下村御役所にて巳年(元文二年丁巳)迄九年御支配被遊候。

一、卯年(享保二十年乙卯)村々不殘御免二分御上被遊百姓殊之外迷惑に付御断申上候得共御取上無御座、右之内小百姓壹人御年貢未進仕候とて籠舎被仰付候故、段々御歎申上候へ共御免不遊候由、其節御料御巡見御通行被遊候處二右村申合願書差上申候へば、拙者共は出入願等聞申役人故取上無之、願候所も候はば江戸へ参り候へ取次遣し可申と御意被遊候由にて御通行被成候、其筋より村々百姓何角申出、辰(元文元年丙辰)十一月申合、凡六七千人餘御役所取廻し、御門御明け被下様にと□□中、御役所には御役人中四人、大庄屋四人、村々庄屋不殘相詰申候。大方は御門打破り可申哉と相見候所に御役人中より村庄屋兩人御使に御出

被遊都築小三郎様今夜吉舎村に御止宿被遊御用有之間、罷出申様に被仰下候故、何も参候間、無相違通し申様にと被仰入、御無難に御通被遊、小三郎様へ右之訳段々被仰上候へば御間届難被成所も有之候間、御用捨可被遊候、然共明日御通行の節引不申候はば其段は江戸江も可被仰上旨御意被遊候由、

一、百姓共申合候は、此分にて此所に居申候はば、小三郎様御通行を妨け申様被思召候而は此後江戸にて、いか様成御吟味も難計、其儘とかく小三郎様へ対し申し引可申と申合夜中に不殘引申。

一、四十九カ村之内、龜谷村と申五百石余之一カ村、存寄有之由にて除申、残る四十八カ村一同に申合候。

(以下次回)

注Ⅱ文中返り点や( )内の注、また読みがなは筆者参考文獻Ⅱ神石郡誌、備後史談十二卷三号倉敷旧庄屋文書

三和町文化財保護委員会

委員長 松井 正夫

# 近世の郷土

(三)

(承前)

上下御役所御役人

高橋伴藏殿

牧野近右衛門殿

石木平藏殿

中島庄六殿

大庄屋

神石郡毛利千右衛門

村田伊右衛門

甲奴郡秋山安左衛門

滝口利右衛門

通御出合被成候。

一、惣百姓中申候は此度之

一件御公儀へ対し申事少も

無御座、御手代中並大庄屋

を相手取願申事に候へば、

迎も江戸へ参申さでは叶申

間敷と内々申合候由村々頭

取候者共、已之冬中江戸へ

下り申御願申上げ、七郎右

衛門様御手代牧野近右衛門

殿、大庄屋小畑村伊右衛門

参候、御裁許え訳は不奉存

候へ共、大庄屋役相止み村

庄屋役も百姓願之通に被仰

出候由にて、大方は七郎右

衛門様御役儀も御免被遊候

由にて、大阪より江戸へ御

帰り被遊候 以上

御役御免になったものがあつたようであるが詳細はわからない。

これに對して、この時農民の失ったもの(犠牲)は非常に大きかった。享保式

拾壹年辰二月(筆者註 享

保式拾壹年は元文元年であ

る)の「甲奴郡龜谷村御仕

置御証文写村中惣罪印形帳

(備後史談一四卷二号所載

大阪在住龜谷村出身滝口氏

蔵)によると、

獄門 一人

死罪 二人

遠島 三人

追放 三人

過料 四拾貳人

過料總高五十貫

文

となつており、これは一カ

村のお仕置としては大変な

ものといふべきであらう。

四、宝暦三年の斗争

福山藩(阿部氏)では享

保の搔擾以後も、享保九年

秋の暴風雨、十七・八年の

大飢饉、十九年の福山大火・

宝暦二年夏の旱魃に秋の霖

雨と、打続く災害にて農民

は困窮の極に達し、遂に翌

年三年初より、備後六郡で搔擾を起し、庄屋又は富豪を掠奪し家屋を破壊し三月漸く鎮静した。この時郡奉行からの触れ出しは次の如きものであった。

寛

一、此度村々百姓共訴訟と

して大勢相催頭取手分致、

村々誘立一味同意無之者も

理不盡に引出民家へ乱入、

家屋敷家財も打崩し、狼藉

千萬之筋近在之も及騒動候

段、上を不憚仕方に候、去

る年々從公儀御書付を以被

仰出候其罰、郡中不殘相触

候趣村々末々迄も可為承知

候、都て強訴徒党又は逃散

(村を捨て、他國に逃げる)

之儀堅く停止候、右昧之儀

於有之者急度逐吟味頭取并

指説事を工み候者、夫々へ

急度曲事(罰)可被仰付旨

に候、左候得者公儀に對し

候ても背御仕置候儀、重罪

之事に候、併勘辨疎き百姓

共願の筋行届兼候儀と心得

違え事訴訟の仕方可有之所

不届千萬言語同断に候、然

れ共御有免其分に被差置願

之通被仰付候上は向後庄屋

役人之申付候儀を能々相守り農業專一に致し百姓可相勤者也

宝暦三酉三月十四日

とあり、文面はかなり高圧的なものであるが、願の筋は聞き入れられたもののようである。

五、明和七年の闘争

福山藩では明和年間凶

作続きで特に六、七年は最

も甚しく、農民困窮の極で

あつたが藩の収斂は假借な

く、遂に農民は十九箇条の

願意を提げて闘争を起し、

庄屋や富豪の家を襲撃し、

「庄屋・組頭を交送せよ。

そして今後五十年間は役儀

を勤めないとの一札を出せ」

と迫り、「糶種無之候、麦

種も同様に候」と訴え、大

いに狼籍を働いたが、願意

の一部が聴許され静穩に帰

した。

以下次回

(註 文中の読みがな、返

り点、および( )内の註

は筆者) 参考文獻 備後史

談四卷、同十二卷、同十四卷

三和町文化財保護委員会

委員長 松井 正夫

# 近世の郷土



## 六、天明年間の闘争

明和の凶年に次いで天明の大飢饉が到来した。天明二年（一、七八二）より六年に至る間は、霖雨・低温・大洪水氾濫・等あらゆる災害が打ち続いて襲来し、未曾有の大飢饉であつた。

折から福山藩においては藩侯は幕府の顯職にあって国元を顧みず、辨佐を以て藩主に取り入り異例の抜擢により藩中総支配人元役となつた。佐々木遠藤藩蔵が、あらゆる奸策を弄して苛斂誅求を続け、御拂米・御趣米・裏判銀・冥加銀などの新税を設け、言語に絶する誅求を続けた。剩る大飢饉なのに宮内村吉備津神社の修葺料として、常税と同時に寸志米五千石、御拂米二万俵を各郡に割付した。

これは一石につき九分三厘の附加税で三年間継続徴集するなど、際限もなくあらゆる手段で収斂を続けた。天明六年（一、七八六）十

二月十五日芦田郡中須村に

おける郡役人の年貢の督促から遂に農民は起ち上り、翌日未明から各村寺院の鐘を撞き鳴らして随所に集合を始め、未曾有の大騒擾となつた。藩役人が願意二十九箇条に及ぶ願書を藩主に取り次ぐという事で一応鎮まつた。その願書は次の如くである。

乍恐書付を以奉願上候御事

一、御領主様被為蒙御役を御祝儀米四千石凶作に付得差上不申願之事  
但庄屋より百姓へは五千石と被触出候

一、御用米・過米・間銀百姓共不勝手之筋に付御止め被下度御願之事

一、納米の節御蔵にて他村へ売拂、庄屋御用銀主へ差拂御上へは及御差問候間、御吟味被為成下度御願之事  
一、先納初銀納秋銀納御拂米等小面より相納候分庄屋引込に付御吟味被下度御願

## 之事

一、小日記米不足に相成候分二割之利付に被仰付度御願之事

一、月割御拂米御願之事  
一、御賃上銀御願之事  
但御用銀之事也

一、村々庄屋御指替御願之事  
一、綿役所御止め被下度御願之事

一、豊表御運上銀値段御下被下度御願之事  
一、入庄屋御止め被下度御願之事  
一、一宮社御修葺料銀過上御下げ被下度御願之事

一、御用拾米三千石百姓共へ御下げ被下度御願之事  
一、村中小日記毎月百姓共相改候様御願之事  
一、銀納八月九日被為仰付被下度御願之事

一、検見之節中間一人に銀三匁づつ遣し申候已来相止め申候様願之事  
一、綿作不熟之節御見分被為成被下度御願之事  
一、村役人印形庄屋之方に預置候間已来庄屋預申間敷所持可仕候様御願之事  
一、御蔵にて歛米庄屋已後

## 御止め被下度御願之事

一、御裏判借用之節印形郡役所に而取揃申候様御願之事

一、納米之節御蔵国御止め御願之事  
一、庄屋小日記郡役所にて判形百姓へ為読聞御願之事

一、御拝借米御捨被下度御願之事  
一、内借質物証文三十年賦に被為仰付度御願之事  
一、裏判証文入預り銀三十年賦に被為仰付度御願之事  
一、御領分中頼母子講破講仕候様被為仰付度御願之事  
一、燃而稻作毛見一毛荒綿御見分等之節御上役人多人數に付下方大に費に御座候間小勢にて御見分被成遺度御願之事

一、去年御年貢不足五年賦被為仰付度御願之事  
右之通  
御上様格段之御慈悲を以て願之通被為仰付被下度偏に御嘆奉申上候右願之通被為仰付被下候は、重々難有仕合に奉存候以上

天明六年丙午十二月 日  
御領分中  
惣百姓

## 御上様

農民は右の願書を差出しその返事を待っていたが、翌七年正月十六日郡代官は次の如き申渡書を村々へ達し願意を斥けたのである。

一、去年午之十二月願書を以て百姓共不勝手之趣数々相願出候事、於御上取々御評議有之処、百姓共より願出候事御上にも一々御趣意も有之、依右願之箇条不相叶候、尚又如何に無辨愚昧之百姓共とは乍申結徒党及強訴候事、言語同断不届至極之至りに候、扱又当月廿六日より御年貢御取立被仰付候間心得違無之様、一統奉承知御年貢不足皆納可致事

一、百姓共心得違にて、又候及強訴等候は、一々召捕入牢被仰付、尚又召捕人多勢にて牢狭き刻は御蔵へ指入置被遊候間左様にして急度相慎可申者也と被仰渡候

未正月十六日（以下次回）  
（文中「読みがな」「返り点」は筆者）参考文獻「備後史談 三和町文化財保護委員会 委員長 松井正夫

# 近世の郷土



(承前)

ここに至って農民は再び起ち上がり、同月二十六日夜半より簀を焚き法螺貝を吹き鳴らし、庄屋・富豪を襲撃し、二月一日には決起した農民はすべて神辺に集結し、二月六日には藩の悪政を指摘した願書を携え、隣藩備前侯に懇えようと、密に岡山へ向かった者二萬余人であったという。しかし、途中脱落者多く、二月七日川辺町を通過した者は十三名であったという。かくして、願書は備前侯の手に受領され、備前侯はこの願書に添状を附して江戸にある福山藩主に寄せた。藩主は大いに驚き、在江戸大目付服部九八郎に旨を伝え、急遽帰藩せしめた。

服部は十四日早馬にて到着、翌々日領内百拾四ヶ村の庄屋を徳田村に集めて、長文の覚書を發表して願いの筋をあらかた聞き届け、かの

遠藤并蔵を開門禁足に処し、その他の奸臣を黜け、又、不正の庄屋を免するなど大いに廓清に努めたので、さしもの大擾乱も漸く鎮静に帰した。

その時の「覚書」を次に掲げてみよう。

今般被仰出候趣

一、近年凶年打統諸国米穀等高直にて世上一統大に及難儀に郡中の百姓其太だ致困窮去年の節季より当春に至迄、度々強訴結党令騒動候段、公儀御法度を相背甚以不届至極に付重き仕置に可申付之處、即願の通御免被為仰付候間此段難有奉存入候て於向後御恩を堅致忘却敷事

御下知

六郡村々願箇條申渡之

覚

一、御祝儀米四千石願之事

願の通御免被仰付候

一、御用米過米願之事

此儀前々より割賦被迎付候通、倭高正米にて皆納候得共相済之事に候間銀之儀は願の通已来御止め被下候間随分正米にて納揃之様可仕候

一、納米之節御蔵にて庄屋他村へ借用銀主に差拂御上えは致差出候に付御吟味之事此儀願の通御吟味可被仰付候

一、先納初納初銀納御拂米等小面より相納候分庄屋引込候に付御吟味願之事

此儀は願の通御吟味可被仰付候

一、小日記米不足云々

此儀願の通被仰付候

一、月割御拂米云々

此直段之儀以来願の通可被仰付候

一、御貸上銀之事

是は是迄迎も随分被仰間敷御主意に候、御用相勤候者より相對を以借受候儀も可有之、何れより貸請致調達候哉細々は上にも相知不申事に候、相對借用之儀不埒に候は、可申付候

一、村々庄屋指替願之事

此儀百姓共不勝手之筋有

之候は、役筋之可願出処、大勢及揺動所々庄屋宅打壊し上をも不憚仕方不届至極之事

一、綿役所願之事

是は他国とても近年は評判も宜敷、直段も夫たけ宜敷売捌候に付、百姓共勝手可宜かる候、此度願候は他国之者より申出候交と被存候間願の通難仰付候

一、豊表運上願之事

是は文銀直り之節割合を以相極候事に候間願の通難仰付候

一、入庄屋願之事

此儀願の通被仰付候、併其村にて相応之者無之故他村より被仰付候事候已後は吟味之上相勤者有之候は、可申付候

一、一宮社御修理銀之事

此儀は御修復は相済候得共銀高不足に付被仰付候處最早相済候に付割賦相止め候

一、御用捨米三千石願之事

是は去年も村々相応に御用捨並に拝借米等被仰付候いつ迎も豊凶に依り相応之御恵をば被下候事に

候

一、村小日記毎月改願之事願の通被仰付候事

一、銀納八月九月云々

此儀は是迄繰上納被仰付候得共定月迄利足は被下置候得共已来願の通可被仰付候

一、検見之節云々

此儀吟味之上願の通可被仰付候

一、綿作不熟之節云々

此儀前々より見分被仰付候處寅卯早魃の節格段之以御憐愍檢分之儀其年切に古法より緩候様被仰付候得共其後は古法之通り可有之処右御憐愍になつて押て願之儀は有之間敷事に付已来迎も古法之通り被仰付候

一、村役人印形庄屋へ預り置候事

此儀已来は庄屋へ預け申間敷候銘々所持可致事に存候事

一、御蔵にて欽米庄屋願之事

願の通被仰付候

以下次回(文中読みが

な及び返り点は筆者)

参考文献 備後史談四卷

# 近世の郷土

(三五)

(承前)

一、裏判銀借用の節印形云云

願之通被仰付候

一、御蔵場へ御止め被下度

願之事

此儀は已前より出来りの

事に候得共願之通御止被成候

一、庄屋小日記云々

願之通被仰付候

一、銀納上納之外庄屋引込

御吟味願之事

願之通御吟味可被仰付候

一、庄屋野山へ立添御吟味

願之事

願之御吟味被仰付候

一、拝借米捨願之事

此儀は総体大したる事に

候得は難被仰付候

一、内借質物証文入願之事

是は村の小面の者共銀主

え対談を以借請居申事に

候間銀主え及直談に新古

借用之訳を以銀主納得候

上は年賦共如何様共相成

事に候、内借之事に候間

一、從御上訳立之指畧(図)

可被仰付筋には無之候、

併難儀無之様には被仰付

被遣候、尤質物等には公

儀御法も有之候事に候間

御指畧(図)難相成候

一、未進願之事

是は御年貢之事に候間御

用捨難相成、尤近年銀主

に被仰付候に付然難儀

之段相願候得共此儀御上

御懐にかかり不申事に

候、銀立致候得は左屋懐

に甘きも附之趣取計候間

被及御用之事に有之候間

已来右之通打かへしいた

し高嵩不申候間其旨可心

得候右に付ては已来未進

出来不申様随分出精可致

候

一、裏判証文預り銀之事

是は先年村甘きにも可相

成との御主意にて從御上

十五年賦被仰付候処却て

諸借用方差支村方及難儀

之趣被及御間候に付此度

も願之通被仰付候後々諸

借用難調儀可為難儀一旦  
被仰付上にては仕直し難  
成事に候間先年之趣に候  
ては先是迄之姿にて可被  
指置尊意に候

一、御領分頼母子講願之事

是は村方難儀之訳を以て

相統願候に付無<sup>レ</sup>據御加

入被仰付候事にて尤最早

落銀取候者は被<sup>レ</sup>破<sup>レ</sup>講

を好み可申候得共未だ取

不申候者は只今破講致候

ては可為難儀儀片落取計

に可相成候併未だ取不申

者破講候ても不苦存候は、

願出可申候重て役筋を以

て其者共より願出可申願

の様子に依り如何とも可

被仰付候

一、願向き之内御役人之儀

彼是難<sup>レ</sup>難<sup>レ</sup>言申立候趣、

下々辨も無之者とは乍申

近來御嚴重之場勘辨も無

之旁以言語同断不埒至極

之事に候、此儀急處<sup>レ</sup>度<sup>レ</sup>

御糺被仰付方も有之候得

共御慈悲を以其儘に御免

被為仰付候

一、總て稻作毛見作毛荒綿

見分等之儀は往古重き政

方にて多人数被差出候得

共其下力難儀を御指考追々

人数御人少き事に候、見  
分之節御内目付等も被差  
出候て庄屋組頭釣頭共罷  
出、其坪の合毛見究め庄

屋役人へ為申聞、或は此  
之目入通合毛無之と見込

候得者其旨申與風目入通

合毛無之と見込候得者合

毛引下遣し又目下程丈夫

に有之と見付候得者其趣

を以為申聞納付之上坪え

合毛を相究、若又双方論

合之事も候へば其場にて

歩刈いたし、合毛相究候

得共毛頭依古<sup>レ</sup>鬚<sup>レ</sup>え沙汰

無之事に候得共改方嚴重

見分之通は升目無之杯様

之御役人の場を誇り候成

事不届千萬に候全体末々

に至ても何事も難行届者

も候間、庄屋役人より克

々吞込可申聞候

一、御趣法請願之事

此儀當暮より願之通御止

め被成候

右之通去暮より願出候箇

条の趣御下知被仰付候、

今朝江戸表より以飛脚申

來候、則申渡候小面之者

共迄一統難有可奉承知候、

勿論数々之内には難被仰

付箇条も有之候得共格別

之以御憐愍被仰付候事に  
候間難有可奉<sup>レ</sup>存<sup>レ</sup>入<sup>レ</sup>候者世  
末二月  
と、ある。

この外に三通の覚書が  
出されているが、これは

前記の「覚書」の中の、

一、未進銀願之事、一、

裏判証文入借銀願之事、

一、相對証文入借銀願之

事、の三件について繰返

して述べたようなものな

ので掲載を省略する。

以上、天明年間の福山藩

における農民の斗争につい

て述べたが、以上の記述で

わかるように農民の要求の

ほとんどが容れられて落着

したもののようである。こ

の時の農民の犠牲(處罰さ

れた者等)がどのようなも

のであつたか、残念ながら

その資料がまだ入手できな

い。

(以下次回)

(文中のよみがな及び返り点  
は筆者)

(参考文献) 備後史談四卷

(引用文中意味不明の箇所が

あるが、そのまま引用した)

# 近世の郷土

(三)

## 七、中津藩備後領における闘争

数次にわたる農民の闘争について述べてきたが、これらはみな天領や福山藩領におけるものであった。この間、中津藩備後領においては、これ程大きな騒擾はなかった。しかし、だからと言って直ちに中津藩に圧政がなかったとは言えないようだ。藩公に越訴した義民庄兵衛の事蹟は、庄兵衛が村役人(庄屋)であったから、農民闘争と見るのは多少ふさわしくない感じがしないではないが、権力に立ち向かったという意味では共通点もあるので簡単に述べて置こう。

中津藩備後領では、中津藩領となった享保二年(一七七七)より二十八年間、延享元年までは旧幕領時代の例によって定引(石高から一定額を控除した残りの額に免(税率)をかける)

の恩典があったが、延享二年よりこれを廃して全高に課税されるようになり、農民は負担の加重に苦しんだ。その上、明和六、七年(一七七〇、一七七一)の凶作等で農民はいよいよ窮乏し、定引の復活を強く願ったが容れられず、分を越えて建訴すれば死罪の掟であり、如何ともなしがたく悲嘆にくれるばかりであった。

安永六年(一七七七)三郡の大庄屋・庄屋・年寄など村役人が嘆願したが、これも容れられず、村々困窮の極みであった。この時にあたり、父木野村庄屋庄兵衛(村田)は高蓋村庄屋宅右衛門(大崎)と謀り、農民の窮状を訴え、定引の復活を藩侯に哀訴した。藩府においては直ちに越訴の兩名捕縛のため藩吏を備後に急派した。藩吏は急行して現品郡金丸の元屋に投宿した。事情を知っていた宿

の主人は急使を立て、これを庄兵衛に知らせた。庄兵衛は共に縛につこうと言う宅右衛門を説得して、これに後事を託して逃げさせ、みずからは縛について中津に送致された。中津の牢獄に呻吟すること三年。その間に藩では実情を調査し、訴えの趣旨を認め、当初の如く定引の制が復活せられた。その額三千百七十七斗四升八合であった。農民達は蘇生の思いで喜び合った。庄兵衛は減刑せられて小島代官所に送還され、天領筆石村との村境「ハツ塚」において放逐された。そして、その家は闕所となった。村人たちは密かに庄兵衛を迎え帰り郷党の大恩人として敬愛し仕えた。

また、天明の大飢饉の時には、中津藩備後領においても農民決起の萌しはあったのである。小島代官所の御用留に記載されている関連の記録を掲げてみよう。(これは以前「飢饉と災害」の項において掲載したものの一部であるが、長文ではないので再掲する)

天明二年 二月

一、御料笹尾村百姓共騒動致候て下豊松村迄罷出同村料助方へ立寄り候に付村役人にも下方小前に渡候て利解為申聞不能出様及利解候尚又笹尾村百姓共御料中平村から有木村の方へ罷越趣注進有之佐竹小源太中山郡兵衛下豊松へ罷越候御料百姓共願立の儀庄屋共受持の由にて不残引取趣に有之候とあり、また同六年十月の條に、

一、福山領百姓共騒動致候に付松崎安右衛門百谷村に遣し右村近辺は何事も無之翌末に至り又々騒動致し候に付郷目付兩人罷越候

とあり、さらに七年正月の條に、

正月

一、長野村百姓共騒動立候趣風聞有之郷方四人、西油木村も同様有之由に付郷方三人共の外近村庄屋差向候 永野村百姓二十人計り氏宮へ集り頭取体の

者一人召捕西油木村の所は騒立不申に付御役人永野村へ入込候

一、御年貢の内七十貫目三組村にて御用捨被仰付候

天明八年 三月

一、近年米穀締売酒隠造等にて不埒の向有之米値段高直及難渋候に付遺恨差含多勢相集り穀屋酒屋其外家居等狼藉致候類有之米穀締売酒隠造の儀は堅く御禁制重き御仕置有之候

御代官役所其外領主他官役所に相触候様御触有之若心得違致相集り狼藉の始末有之候はば人数差出小勢の内召捕時宜に寄切捨て不苦候とある。この結末の詳細はわからないが、藩としても文中にも見えるように御用捨米・御救銀・御救米等の措置をしたので、大騒擾に至らなかつたものと思われる。

(以下次回)

参考文献―神石郡誌(文中の読みがな、返り点は筆者)

# 近世の郷土

## 八、明治四年の斗争

明治になってからのことを近世の項に入れるのは、ちょっとそぐわないような気がするが、江戸幕府の崩壊（近世の終り）、維新政府の発足という、近世と明治時代との接点において起こった事件であり、江戸幕府の崩壊が原因で起きたものであるから、この項で述べることにする。

維新と同時に社会の状況が日々変化することに、農民たちは大きな危惧を抱き、いわゆる疑心暗鬼とでもいふべきであろうか、家畜の調査があれば政府がこれを没収するのだと疑い、戸籍調べを行えば、婦女子を外国に密売するのだと恐れ、電信柱を建てるのを見て畏れ、徴兵検査の制を血税徴収と恐れ、新政になじまない農民は安き心地はなかった。

そのような状況の中で

藩置県の大革新となり、新

政府は、旧各藩の藩主をすべて東京に在住させる事にしたので、旧福山藩主阿部正桓は、明治四年九月二十日福山出發で東京に移住しようとした。これを知った農民たちは、この日の未明を期して蜂起し、腰弁当・竹槍・鎌などを携え「殿様を止めよ」と叫びながら福山城下へ押し寄せた。

県の大参事岡田吉頭その他数人で説得につとめたが鎮まらず、ついに兵力を出し、死傷者も出るなどして次第に鎮静した。

この騒擾は、前記数次の騒擾が時の圧政に対する抗議から発したのとはおもむきを異にしており、新しい政府、新しい政治に対する極度の不安から起こったものであった。

この時福山県から発せられた布告や示諭は、非常に長文のものが数多く出され

ており、それらはすべて県民の不安・危惧を静めようとするもので、こと細かに危惧する條項について説明し、県民の理解を得ようと努力したことがわかる。

その一つを掲げてみる。百姓ドモノ疑ヲハラス為申渡書付

一、婦人並牛馬等、異国へ相渡スト申候ハ昨二十三日夫々へ申渡シ候処、悪民ドモ取タクミ根モナキ事ヲ申触ラシ良民ヲサソヒ出候ニ相違無之候間、一同ウタカヒヲ晴ラスベク、尤、能登原村戸長ヲ多勢拷問イタシ候処白状イタシ候ト申ハ、悪民其計略ヲ以テ諸民ヲ欺キ候事ニテ、其外佐波村トカノ戸長宅ニ右帳面有之ナドト申シフラス候モノ有之ヨシ是亦悪民ドモ取捨候事ニ候間、疑念イタス間敷、尤、先般牛馬牝牡員数等御取吟ニ相成候御趣意ハ、牛馬ハ御国民必要大切ノモノニ付、其数スクナキ時ハ、御國ノ弱ミニ付、日本國中牛馬ノ高ヲ御取吟被成、此上牛馬ノ数追々相増候様ノ御政事御仕向ニ相成候御趣

意ニテ、下方存込トハ表裏ノ相違ニ付、難有可奉畏事。一、戸籍人別吟云々

一、伝信機云々

右兩條當度其大要ヲ告諭セシ事ナレドモ後日之説諭書ニ詳ナル故、重複ヲ厭テ之ヲ省ク。

一、異人ドモ政事ヲイタスナドト申義ハ、モトヨリアトカタモナキ事ニテ、前ニモ申聞候トホリ日本國中ノモノハ、天子様ノ御子ナレバ、御父様タル御方ヲオイテ、異人へ政事ヲタノムナドトハ申モ恐レ入リタル事ニテ、左様心得違ノ御役人ハ一人モ無之候間、安心イタスベキ事。

右之通りニ相違ナク候間、一同疑ヲハラシ、夫々引取、家業ヲ営ムベク、此外ニ猶ウタカハシキ事モ候得バ、能々申聞スベク候間、少シモ無遠慮ヲタヤカニ申出ベク、其義無クシテ粗忽ノ振舞有之候ハバ嚴敷御沙汰有之候間、可得其意將又此度ノ騒動ニ付、立退候婦人女子並家財取片附居候分モ早々取返シ申ベク、当今取入ノ時節ニモ候ヘバ、別テ無

油断農業相勵、銘々之難義不相成候様、厚ク可相心得事。

九月二十四日

県庁

とあり、このような布告や示諭書が数多く連発されている。項目だけ拾ってみると、戸籍人別吟ノ事。伝信機之事。教諭書、官買入村告示並説諭等、そのいずれもが長文のもので、本文を掲げることは省略する。

「天明年間の斗争の補足」天明年間の斗争についてはすでに述べたが、それ以後にわかったことがあるので、ここに追加しておく。

明和年間から天明年間にわたる飢饉の時、油木村の義民勘三郎が、豊前中津へ免租を直訴したという説があるが詳細はわからない。

(以下次回)

参考文献 備後史談・広島史蹟郷土史  
(文中の返り点は備後史談に附されているまま)

# 近世の郷土 (三)

## 九、寛政五年の斗争

(時安村の百姓一揆)

寛政四年(一七九二)の風水害については、すでに飢饉及び災害の項で述べたが、この被害は極めて甚大であった。このためかその翌年寛政五年に、当時天領であつた時安村に百姓一揆が起つてゐる。勿論一揆の原因は他にもいろいろあつたであろうが、この風水害がその原因の主要な一つであつたろうことは容易に考えられる。他の原因としては税の苛重など考えられるが確たる資料がない。そして、この一揆の首謀者と思われる人々が下記のよう

に処刑されている。

このことは最近、島根大学の法文学部長松尾寿教授が、隠岐島の旧家(村尾家・佐藤家)の古文書を調査研究されている中で発見された文書によって明らかに

なつたもので、一揆の罪で

隠岐島に遠島になつた、時安村の百姓平十郎が、隠岐の代官の取調べに答えた、いわゆる「問書き」のような文書であつたといわれる。それによると、

時安村百姓伝七伴千助(千之助ともいう)(寛政五年五才)

一揆のため隠岐へ遠島文化二年(一八〇

五) 隠岐にて病死

時安村折谷百姓平十郎(同四七才)

一揆のため隠岐へ遠島文化六年隠岐にて病死

時安村要蔵

一揆のため遠島(流刑地不明)

時安村清八(一揆の頭取) 死罪

時安村嘉助(嘉惣次ともいう) 一揆の頭取

一揆直後代官所への出頭に先立ち出奔

当時(寛政五年二月)の

時安村庄屋は源五郎であつた。

以上のことが前述の古文書によってわかつたといわれる。一揆の態様がどんなものであつたのか、百姓の要求が少しは容れられたのかどうか等は、目下のところ全くわからないが、処刑者の数や、罰の重さなどからみて大一揆であつたことは間違いないようである。

## 一〇、慶応三年の斗争

講談社発行の「広島史蹟郷土史」の神石郡の歴史の項に次のような記述がある。

慶応三年(一八六七)三月、備中の西部に一揆が起こり、これが郡内下豊松村(中津藩領)に波及し、農民多数が竹槍を持ち法螺貝を吹いて、庄屋庄右衛門(早崎)の宅を襲い、八幡社境内に集合し、続いて笹尾の酒場川延屋に押し寄せ、酒を飲んで氣勢を上げた。

こうして一揆は次第に人数を増し、油木三輪酒屋を襲い、進んで大庄屋に強訴しようとして油木方面に向かつた。この報を聞いた油木で

は大騒ぎとなり、細田組組頭小兵衛(石井)は、組々を馳け廻り、一揆に巻き込まれないように説得に努めた。そして小兵衛は、一揆が宗兼へ近づくと聞いて急いで同地へ向かつた。宗兼の年寄口左衛門(井上)や組頭与兵衛(井上)らも、これを聞いて小兵衛と合流し白土峠で待ち受けた。そして、喚声を上げて押し寄せ、一揆の衆を押し止め、諄々とその不法を説き聞かせるとともに、握り飯やにしめ、また湯茶等をもつて接待して気分をやわらげることに努力した。これによつてさしもの大一揆も漸次解散した。

小兵衛はこの時、難渋している人々に対し、米麦を分かつことの必要を強く感じ、庄屋三輪家を説得して大量の米を出して貰い、これに自家の貯米をも加えて、息の佐太郎をしてあまねく難渋者に配分させた。これによつて村は静穏に期し、小兵衛は農民からも代官所からも感謝されたという。以上のような記述が頭書

の本にあるのである。この一揆の原因が何であつたかよくわからないが、ただ単に隣村の一揆に刺戟されて起つたものではあるまい。やはり重税等の圧政に対する日頃の不満が、隣村の一揆に触発されて噴き出したものであらうと思われる。

(以上で農民斗争の歴史の項を終る。次回からは天領における定石代願について述べることにする)

(参考文献 隠岐、村尾家・佐藤家文書、松尾教授談話、広島史蹟郷土史)

この稿で一揆に関係した多くの人々を実名で記しましたが、これは近世の歴史を正しく認識し、農民解放の運動を科学的にあとづけようとしたものであることをご理解下さい。なお、時安の一揆についての資料をお持ちの方、またはこの話を伝承されている方は御教示下されば幸甚です。

松井正夫

# 近世の郷土

(五)

「天領における定石代願」

天領（公領）における貢租がどのようなものであつたかを知る資料も少なく、詳細はわからないが、中津藩・福山藩のそれと大きく変りはなかつたと思われる。

元文元年の百姓一揆（既述）等から見ても相当厳しかったようである。郷土三和町内の旧五カ村（亀石・井関・時安・坂瀬川・大矢）が天領であつた頃の、安永二年

（一、七七三）に願ひ出た、定石代願についての謂書の写が残っていて、これによつて当時の天領の貢租についてかなりの事を知ることができるので、次にそれを紹介しよう。定石代というとは、江戸時代の租税収納法の一つで、田畑の年貢を貨幣で納めること（石代金納）である。謂書というのは理由書のようなものである。

（表紙）半紙堅帳

安永二年

定石代願ニ付謂書差上候相

已九月

甲怒郡

写 備後国神石郡 村々

安那郡

（本文）

乍恐以書付御願奉申上候

一、元来甲怒郡神石郡安那

郡三郡村々者、福山御領分

拾万石之内ニ而御座候処、

七拾四年以前元祿十三辰年

從御公儀様右御領分御檢地

被為仰付御高拾五万八千石

余ニ御打出シ被成、右打出

地之村々ニ而、至而極地詰

り、殊ニ至而山中之村方、

土地惡敷御座候故、御檢地

之当分者、土地相応之御取

箇被為仰付候処、其後、御

代官様方御支配替之度毎、

右地詰り惡所之儀者、御存

茂無御座、追々増免被為仰

付、土地ニ引合候而者、乍

恐御高免ニ而、百姓難儀仕

候御事。

一、飯塚孫治郎様御代官所

之節、六拾老年以前、正徳三巳年ヨリ御取箇老つ三歩余ヨリ老つ五歩ニ迄増免被仰付、其節ヨリ連々百姓困窮仕候御事。

一、五拾年以前辰年、万年七郎右衛門様御代官所之節、百姓共大庄（屋）ヲ相手取、江戸御表迄出訴仕候処、百姓申立難相立趣ニ相見江候

ニ付、惣代之者ヨリ何卒御免増方被仰付候而茂、大庄屋共退役被仰付被下度候様、強御願申上候ニ付、百姓之身分トシテ増免被仰付候而茂、退役相願候儀、実ニ大庄屋共不埒之取計有之哉ト

被為思召候哉、百姓願通、退役被仰付、右ニ付、御免茂老つ之増免被仰付候ニ付、百姓困窮仕候。

一、四拾貳年以前子年、前代未聞之虫附大凶作ニ而、中国四国夥敷俄（餓）死人御座候而、右村々百姓茂同様俄死可仕候、御代官井戸平左衛門様、御慈悲ヲ以御取箇茂大損毛相応ニ被仰付、其上莫大之天食拝借被仰付、俄死人無御座、冥ガ至極、難有奉存候、然共其節ヨリ連々困窮相増、御年貢不納

者多分出來仕候御事。

一、三拾三ヶ年以前迄ニ右村々御年貢不納連々夥敷差湊、村方一統退転仕候趣ニ御座候ニ付、関忠太夫様御支配之節、段々御願奉申上、寛保二戌年、一橋様御銀貳百九拾參貫目並ニ銀山御救許借銀之内百四拾貫目、都合四百參拾參貫目、許借被仰付、夫迄之御年貢未進方皆済仕、一通り者取統候様ニ罷成、難有仕合奉存候、然ル処、右両許借銀元銀上納大積リ凡左之通

一、銀四百七拾參貫目  
是ハ一橋様元銀貳百九拾三貫目之処、是迄上納仕候分外ニ四百貳拾貫余、當已ヨリ上納可仕候分、  
五百拾五貫余

一、銀貳百四拾八貫目余  
是ハ銀山御許借元銀百四拾貫目処江、去ル卯年迄上納仕候分外ニ百五拾貫目余、去辰ヨリ追々上納可仕分  
三百五拾三貫目余  
右両御許借ニ而前書申上候通、一通り者御年貢皆済仕候得共、年々利銀元銀拂込仕候得者、其年々御年貢加

免之道理ニ罷成、何程出情

（精）仕候而茂、御皆済不行届、難儀至極仕候、右ニ付毎歳繰越シ上納ニ罷成及潰退転百姓夥敷出來仕候ニ付、御田地手あまり地多、肥し手入並ニ猪鹿防不三行届、荒地夥敷出來、いヶ様仕候而茂、御上納方便無御座、大不納ニ罷成、難儀仕候処、佐々新重郎様御支配之節、右荒地御見分被成下段々御吟味之上、御引高被仰付、荒地之御年貢程者辨納不仕、然れ共御年貢並ニ両許借御上納方皆済得不仕し繰越上納仕候仕合ニ付、連々百姓困窮仕候御事。

（以下次回）

註 取箇江江戸時代田畑に課した貢租。退転江近世では家が破産すること。潰江破産。免江石高に基づいて税を課す税率のこと。文中の読みがなは筆者。謂書中の句読点、返り点及び（ ）内は備後史談記載のまま。

（参考）備後史談十五卷

（備考）備後史談十五卷

（備考）備後史談十五卷

（備考）備後史談十五卷

（備考）備後史談十五卷

（備考）備後史談十五卷

# 近世の郷土

(三)

(承前)

一、拾九年以前亥年、浅岡彦四郎様御支配之節、石州備後稻作大損亡ニ而、村々破免之御願仕候ニ付、御添検見久保田十左衛門様御越被遊候ニ付、立毛鎌留敷敷被仰付候、右村々之儀者、八月彼岸過ヨリ九月土用最初迄ニ稻毛刈甸ニ御座候處、御添検見様、十月下旬御越被遊晝夜番人付置候得共、猪鹿悉ク喰荒其上御検見後立毛雪下ニ相成、皆損亡同様捨申候、尤田方者過半水田ニ而御座候得者、麦田ニ麦作一向植付得不仕、尚以困窮落入難儀仕候御事。

(裏)之場所ニ而歩法被遊候ニ付、御引方少茂不被仰付百姓一統可奉願と奉存候處、御取箇筋之儀ニ付、江戸御表迄茂罷出、強御願奉申上候得者、強訴之類ニ罷成候ニ付、此處、至而恐多奉存候御願茂不申上候、依右、村々一統退轉仕候仕合ニ御座候ニ付遠藤兵右衛門様御支配ニ相成候而茂段々奉願候ニ付、猶又被為仰立銀山御許借銀茂年賦ニ被仰付、百姓一同取統候様ニ罷成リ難有奉存候御事。

前ヨリ猪鹿喰荒、作毛百姓之手ニ入不申候ニ付無是悲(非)同荒地ニ仕置候地所多御座候、右内荒地之御年貢惣作地之御年貢不足、村内見ならし當毛皆無高懸リ、御藏前入用、夫米兩許借、年賦返納銀、次ニ者郡中入用、村入用、村役人諸給米等迄、右村地之高江相當り候分、相統百姓之毛高江懸辨納仕候ニ付、御免定表之御取箇ト違、村内百姓小前割合者夥敷御高免ニ相當、何程出情仕、御納所仕候而茂皆済上納難届、自然及漬退轉百姓出来、連々村方人無數ニ罷成、耕作農業難行届、諸作出来劣リ、難儀仕候御事。

一、御年貢之内三分一、十分一御直段駒尾道而湊直段平均之上、四匁宛之糶上ヲ以被為仰付候、全体村方地拂直段ヨリ湊直段者石ニ付拾匁内外高直ニ御座候處、其上四匁高ヲ以御上納仕候得者、御年貢米壹石ニ付銀拾四匁内外(内外)足シ銀辨納仕候ニ付、是等之儀茂村方ニ而者加免ニ相當リ候御事。

一、右村々者至而山中土地惡敷、至極惡米ニ而御廻米ニ被為仰付候而茂、御藏納不相成候故、先前ヨリ多分皆石代銀納ニ被為仰付候、天野助次郎様御支配之節大阪御廻米式千石、達而被為仰付、無據福山湊ニ而同国米買調江、米拵俵拵仕、積廻候之處、夥敷失却入用等相懸リ、百姓難儀候ニ付、助次郎様御堅(賢)慮被遊江戸御表江被為仰立翌年ヨリ多分皆石代銀納ニ被仰付候、先御代官川崎平右衛門様、市之進様御支配之内、去ル申年ヨリ御米五百石ヨリ千石内外、江戸御廻米被為仰付、段々御断奉申上候而茂御聞済無御座候ニ付、不及是悲江戶買納ニ仕候處、村方地米直段ヨリ江戸御藏前買替直段者夥敷高直ニ而、御米壹石ニ付銀式拾目ヨリ三拾目程モ足シ銀辨納仕候、是等之儀茂村方ニ而者加免ニ相成、百姓難儀仕候御事。

(参考・備後史談)

文中の返り点、及び( )内は備後史談のまま。読みがなは筆者。

(以下次回)

# 近世の郷土

(三)

(承前)

一、右三郡村二者、去ル亥子兩年、麦作秋作共悪作ニ而、百姓一同及困窮、御年貢上納方、乍恐翌年作物ヲ以、繰越上納仕凌申候所、猶又去ル丑年者、麦作雪霜腐リ、皆損亡同様ニ罷成、其立秋作癸付之上、八月朔日之大風ニ格別大凶作ニ罷成、百姓一統難儀至極奉存候ニ付、先御代官川崎市之進様御役所江御檢見奉願候村々茂御座候所、被免之御願仕候得者、江戸御表ヨリ御添檢見様御越シ被成候故、急度鎌留被仰付候段被仰渡候ニ付、先年茂御添檢見様ヨリ十月迄鎌留被仰付猪鹿猿悉ク立毛喰荒シ、其上雪下タ相成、皆損亡同様ニ捨リ申候、右ニ付麦田之分、麦作一向植付得不仕、御檢見奉願候村々者及遺候ニ付、無是非去ル丑年ハ御定免御請仕、依之御年貢手当過半不足仕、其上作食無之百姓村々ニ多分御座候ニ付、作食許借、市之進様江奉願、

尚又、御代官会田伊右衛門様江段々奉願候處、許借不被仰付候ニ付、恐多奉存候得共、御年貢引当取欠ヲ飢人餓死不仕様取圍イ仕候程之儀ニ御座候ニ付、百姓困窮弥増、難儀仕候御事。  
一、寅卯兩年、前代未聞之大旱魃、其上去辰年、土用中長雨降続、並ニ八月大風ニ而稻作癸仕候付、寅より辰迄三ヶ年打続大凶作ニ而數十年來困窮之処又候困窮弥増、百姓一統及飢ニ候仕合ニ而、難儀至極仕候、右ニ付猶々御年貢繰越シ上納ニ罷成、恐多次第二奉存候御事。  
一、數拾年困窮仕候ニ付、潰百姓、退転百姓夥敷出来仕、田畑新荒地多分有之、御年貢諸人用共村辨納ニ罷成、百姓困窮仕、難儀至極ニ奉存候御事。  
右前書之通、百姓困窮仕候間、何卒御憐愍之上、百姓相続仕候様、格別之御勘辨無御座候而者、とて茂相続難成御座候間、此度別紙

(編者註、別紙は添うてゐない) 御願奉申上候六分方定石代被仰付被爲下候ハ、ケ成ニ取続候様ニ罷成可申与奉存候、御願依而右困窮謂書奉差上候以上  
備後国甲怒郡上下村

庄屋 五郎市  
同 忠藏  
同 品右衛門  
小塚村  
同 権四郎  
同 幸三郎  
同 常右衛門  
有福村  
同 孫三郎  
同 庄右衛門  
福田村  
同 重次郎  
有福村  
同 重次郎  
黒目村  
同 桑右衛門  
同 伊三郎  
同 龜谷村  
同 友右衛門  
同 嘉右衛門  
下領家村  
同 千藏  
同 中領家村  
同 弥惣治  
上領家村  
同 市右衛門  
五箇村

同 藤十郎  
同国神石郡龜石村  
庄屋 興右衛門  
井関村  
年寄 佐右衛門  
同 久次郎  
坂瀬川村  
庄屋 忠藏  
時安村  
同 甚藏  
上野村  
同 興右衛門  
大矢村  
同 吉兵衛  
近田村  
同 吉兵衛  
李村  
同 和惣治  
上豊松村  
同 森右衛門  
同 喜多治  
花落村  
同 文助  
中平村  
同 代兵衛  
東有木村  
同 文 **破損**  
西有木村  
同 代兵衛  
笹尾村  
同 喜多次  
小野村  
同 浅右衛門  
吉川村

同 清兵衛  
同 清 **破損**  
同国安那郡箱田村  
庄屋 友右衛門  
西中條村  
同 栄藏  
同 興次郎  
東中條村  
同 興兵衛  
同 仲右衛門  
芦原村  
同 仁右衛門  
同 新六  
栗根村  
同 友 **破損**  
同 新 **破損**  
三谷村  
同 喜三郎  
山野村  
同 理右衛門  
同 勇助  
同 権七郎  
矢川村  
同 勇 **破損**  
(この項終り。次回は社倉と助郷銀について述べる。)(註、鎌留ニ檢見が済むまで稱刈りさせない。村辨納ニ村民一同で納める。)(引用、備後史談。文中返り点は備後史談のまま)

# 近世の郷土

(三十一)

## 『社倉と助郷銀』

「中津藩備後領の社倉」

宝曆十一年（一七六〇）

幕府の「社倉法」にのっとり、中津藩では備後領三十六ヶ村三千四百六拾参軒に対し、粳三斗五升入り二千一俵を積ませ（郷倉に）凶作・飢饉の備えとした。

その後、文化二年（一八〇五）には、領内三千五百戸に対し、種粳五百石を各村戸数に応じて積ませ、毎年春無利子でこれを貸し付けた。文化三年には更に粳五百石を増加し、一割の利子を取扱者に給し、半分を鼠喰・藏敷の手当とした。文化七年には麦も粳の例にならって積立てた。（これは明治五年に利子の半分を諸経費に充て、半分を学資米とした。）

また、文化二年、中津藩主は諸政を改革し、勤儉勸農の政策を打ち出し、郡費

は制限し、草高一石につき銀一匁として備後領二万石

分の郡費二十貫、これをもって溜池の新設・修理・道路橋梁の整備等をさせ、或は桐、柿の苗木を各戸に配付して植えさせ、残りを大庄屋費、役場費等に充てさせた。儉約を旨としたので郡費は年々余剰を生じ、これを積みたて「助郷銀」と称し、窮民に年賦低利で貸付けた。郡費取扱者は庄屋中より人選し主事とし、

維新当時の主事は小畑村中島忍平がこれにあたっていた。この助郷銀は十年から三十年の年賦で貸付け、その利子と郡費の余剰金とを合わせ増殖したもので、藩侯善政の一つであった。

明治五年（一八七二）廃藩となり、旧領神石・甲怒・安那の三郡三十六カ村の村高に依じて配分して解散したが、神石郡ではこれを「文化義倉金」として、

元代官村田豊・村田作也の両人が取扱者となり、旧例によって貸付け増殖した。そして明治二十二年（一八八九）郡内旧中津藩領二十二カ村は連合会議を開き、「文化義倉金」を解組して各村に配分した。村ではこれを各戸に配分した村もあり、更に積立を継続した村もあった。

助郷銀規定は左記の如きものであった。

### 助郷銀規定

一、助郷銀勘定立郡出銀同様十月より九月迄の高随分詳に勘定帳面仕立御城下へ可差出事

一、右御借願筋は諸願同様大庄屋奥印を以御役所へ願可申候其上掛合一同致評議不筋の儀無之様取計候事

一、郡出臨時入用有之候節一カ年一貫目迄は助郷銀の内にて相辨可申候、其餘高に相成候は其時の名目を願し取立可申候事

一、拂米調ひ候節は村々郷倉へ入置御目付廻村の節相改致封印置下方へ貸付候節は郷方一人罷出可相

渡候、尤郷目付一人立会可罷出候事

一、右貸付致し残米有之候節は直段時節見合売払元銀に可相加候事

一、銀にて貸付候分は月一步の利付にて取立可申候事

一、米貸の分は無利息、御年貢上納相場にて取立可申候事

元帳  
一、銀七貫百三匁九分六厘七毛

是は寅の年郡出銀勘定助郷銀元へ入候分

文化三年十二月  
一、正銀七貫七百六十四匁九分三厘五毛

是は文化四年十月取立元利の分  
一、同一貫二百七十六匁六厘

是は年賦石同断

一、同四貫百八十九匁六分三厘一毛

是は卯年郡出銀拂残助郷銀元に入分  
一、同百四十目二分五厘

是は諸寺諸山御初穂過銀の分  
一、同三十目

分  
是は右寅年分銀札歩の

一、同二十八匁七厘七毛  
是は郡屋附不用品御私代締正銀十三貫四百二十九匁四分四厘三毛

右は卯十月より十月分助郷銀元

### 「福山領の社倉」

福山領の社倉は文化二年（一八〇五）八月、領主よりの御下米並びに御下銀を元とし、これに農民よりの出米を加えて備荒とするこ

ととし、各村の庄屋を集め、この趣旨を知らせた。この時、神石郡からは東有木村庄屋と中平村庄屋の二名が出席している。藩御役方岡本膳兵衛は同年九月時安、西有木、笹尾、小野、中平、井関、坂瀬川と順次廻村して、村々役人、百姓総代等を集めて趣法を説明し、吉備津宮を社倉守護神として、御下米千五十石に農民より年五百石を出米させて社倉を創設した。

（以下次回）

（参考分献 神石郡誌・備後史談）

# 近世の郷土

(三)

(承前)

福山領の「社倉組立記録」及び「社倉法則」は左の如くである。

社倉御組立記録

文久二年壬戌八月二十三日社倉御組立御趣意之趣於郡御役所御詰所ニ御談世話役年番八人御詰所協御廊下へ罷出承之

御代官

杉原藤十郎様

同御立会

岡本膳兵衛様

御立会帳元

小島八郎兵衛様

御立会御役方

佐藤利右衛門様

世話役年番

深津村庄屋

石井武右衛門

同

長和村庄屋

有木長三郎

同

野上村庄屋

檀上序助

同

下竹田村庄屋

池田梶太

同

近田村庄屋

和田順助

同

木野山村庄屋

宮野永三郎

同

東中條村庄屋

和惣治

同

東有木村庄屋

市郎兵衛代

同

同中平村庄屋

亮之助

社倉法則

一、現米千五十石

初年御上より御下の分

一、銀五十貫

右同断

一、現米五百五十石宛

五ヶ年の間高掛り下より相納候分

同

一、同百三十石宛

一宮社趣法銀見取米の分五ヶ年の間

一、銀四貫目宛

同断有銀の内利銀計五ヶ年の間

右は初年より村方へ利付にて貸し廻し勿論庄屋共へ嚴重為取計尤も御年貢指支庄屋取替其外郡にて取替も

の等へ成丈貸遣し候得えは歩合の処小前小々勝手にも

相成可申無油断取計候はば五ヶ年の後左の通勘定に相成可申事

右半を代銀に直し一石百目替の通りにして

一、百五貫目

上より御下分但一年切

一、五十貫目

右同断

一、七十二貫目

年々下より相納候高掛りの分並に一宮社趣法の内指出候

締二百二十七貫目

初年元

此利十八貫百六十目

外二十七十二貫目入

締三百十七貫六十目

二ヶ年元

此利二十五貫三百七十二匁八分

外二十七十二貫目入

締四百十四貫五百三十二匁八分

三ヶ年元

此利三十三貫百六十二匁六分二厘四毛

外二十七十二貫目入

締五百十九貫六百九十五匁四分

四ヶ年元

此利四十一貫五百七十五匁六分三厘四毛

外二十七十二貫目入

締六百三十三貫二百七十一匁五厘八毛

五ヶ年元

以上福山領の社倉について、「社倉組立記録」「社倉法則」を引いて述べたが、明治六年十二月現在のこの社倉銀は一萬四百八十八円七十五銭となり、この貸付は深津郡千九百七十参円九十二銭九厘、沼隈郡二千三百七十八円三十三銭九厘、芦品郡二千二百十二円六十一銭五厘、品治郡千四百三十三銭三厘、安那郡四百四十二円二十五銭三厘、神石郡四百

四十一円八十一銭であった。その後明治十二年十月各村連合会議で六郡へ分配して解散した。分配を受けた各郡では、沼隈郡の如く維持継続して大正十二年郡制廃止に伴って各学校あるいは各種団体の基金として処分したところもあったが、多くは明治十二年分配の時各町村に配分したようである。  
(この項終り)  
(参考・神石郡誌・備後史談)

長い間おつきあい頂きました「近世の郷土」まだ産業・交通その他ご紹介したい事も多くありますが、一応このあたりで区切りをつけて、次回からは章を改めて「古代の郷土」について述べてみたいと思います。長い間のおつきあい心から感謝申し上げます。  
(松井)